

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年3月6日（火曜日）

午前9時30分～午後6時57分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 猶 野 智 和 委 員 長 末 永 義 美 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 戎 屋 昭 彦 委 員
杉 山 武 志 委 員 荒 山 光 広 委 員

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局補佐
篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長
石 田 淳 司 市長公室長 田 辺 剛 総 務 部 長
志 賀 雅 彦 建設農林部長 松 永 潤 消 防 長
西 田 良 平 観光商工部長 末 岡 竜 夫 観光商工部次長
白 井 栄 次 観光商工部次長 有 吉 武 士 消 防 次 長
佐々木 昭 治 総 務 課 長 竹 内 正 夫 総 務 課 長
池 田 正 義 税 務 課 長 山 本 幸 宏 収納対策課長
市 村 祥 二 農 林 課 長 中 村 壽 志 建 設 課 長
安 永 一 男 農業委員会事務局長 長 谷 川 裕 学校教育課長
千々松 雅 幸 教育総務課長 西 村 明 久 生涯学習スポーツ推進課長
井 上 辰 巳 文化財保護課長 早 田 忍 観光振興課長
荒 川 逸 男 観光総務課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） おはようございます。きのうに引き続き、予算決算委員会を開会いたします。執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 委員長から発言の許可をいただきましたので、昨日の説明の訂正をさせていただきます。

仕様事業調書は57ページをお開きください。7款商工費・1項商工費・4目観光費の1段目観光推進体制強化事業、観光地域づくり推進事業の財源におきまして、国支出金350万円と申しましたが395万円、下段のスポーツイベント推進事業、「みね発！サイクリイベント実施事業」の財源におきまして、国支出金75万円と申しましたが250万円、県支出金50万円と申しましたが100万円に、それぞれ訂正させていただきます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） それでは、土木費を議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、土木費につきまして御説明をいたします。

予算書につきましては、278ページから295ページになります。

概要書は、60ページの下の方でございます。

8款土木費・1項土木管理費・1目土木総務費、土木総務事業に空き家等対策事業としまして、1,159万9,000円を計上いたしております。

これは、主には空き家等対策計画策定に係る業務委託料でございまして、市民等の安全及び良好な生活環境の確保を図ることを目的として、本市の基本的な方針や空き家等の対策に関する施策を計画的に進めるため策定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 続きまして、2目地籍調査費です。

地籍調査事業といたしまして、8,288万6,000円を計上しております。

積極的に事業推進を図りたいことから、前年比142%の予算としております。豊田前町保々の一部、美東町大田の一部、合わせて、4.11平方キロメートルの地籍調査事業に係る経費です。財源といたしまして、国2分の1、県4分の1補助の県

支出金 5, 765万2, 000円を予定しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 続きまして、1枚めくっていただきまして、2項道路橋梁費・1目道路維持費、道路維持事業に、2の道路維持管理事業（社会資本整備総合交付金）としまして、4, 000万円を計上いたしております。

これは、工事1件と業務2件でございまして、大嶺町奥分地内における、市道麦川桃ノ木線の法面对策工事と補償金を合わせた3, 100万円と、道路路面性状調査業務500万円と道路トンネル長寿命化計画策定業務400万円を合わせたものでございます。財源は、国の57.75パーセントの交付金でございます。

続きまして、その下、3の「さわやかロード美化活動事業」といたしまして、370万円を計上いたしております。

これは、市道及び生活道を良好な状態に保全し、地域コミュニティの醸成や環境意識の高揚を図るため、市道の美化活動をされる団体に対して、報償金を交付するものでございます。

続きまして、その下、2目道路新設改良費、道路整備事業として、1の道路整備新設改良事業に、1億1, 665万8, 000円を計上いたしております。

これは、狭あい箇所の解消を図るため道路を拡張するなど、市道の改良工事を8カ所で行うものでございます。

続きまして、下段の3目橋梁維持費、橋梁整備事業として、橋梁整備点検補修事業（社会資本整備総合交付金）につきまして、1億4, 800万円を計上いたしております。

これは、主に市内の全ての橋梁を5年に1度、近接目視点検する業務と点検により補修が必要と判断された橋梁の工事を実施するものでございます。

このたびは、市内177橋分の橋梁点検業務4, 500万円と、大嶺町東分地内の市道吉則中村線（中よし橋）橋梁補修工事のJR委託業務3, 500万円、秋芳町嘉万地内の市道戸樋の口線（巖島橋）橋梁補修工事と補償金、併せて3, 600万円が主な内容でございます。財源は、国の57.75%の交付金でございます。

続きまして、62ページでございます。上段の3項都市計画費・1目都市計画総務費、都市計画総務事業に、山口ゆめ花博事業としまして250万円を計上いたしてお

ります。

これは、山口県明治150年プロジェクト「やまぐち未来維新」の中核イベントであり、咲き誇る1,000万本の花など、さまざまな魅力満載の国内最大級の花と緑の祭典である「山口ゆめ花博」に係る負担金等でございます。財源として、市町村振興協会助成金190万円を計上いたしております。

続きまして、その下、中心市街地活性化事業につきまして、781万1,000円を計上いたしております。

これは、美祢市都市計画マスタープランの高度化版として、市内全域を考慮した居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画を策定するものでございます。

続きまして、その下、2目街路事業費、灯る街づくり事業に300万円を計上いたしております。

これは、都市計画道路などの都市施設を中心に、用途地域内にある街灯をLEDに整備する事業でございます。このたびは、大嶺町東分地内の吉則地区LED街灯整備工事をするものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、63ページの上のほう、5項住宅費・2目住宅建設費、公営住宅等整備事業（社会資本整備総合交付金）に439万6,000円を計上いたしております。

これは、市営住宅長寿命化計画の見直しを行う業務委託料でございます。当初計画は、平成25年1月に策定しておりますので、5年間の社会情勢変化に対応させるとともに、この先10年間の公営住宅需要を予測し、新設や取り崩しを含めた供給ストックのあるべき戸数を算定した上で、当初計画の計画期間である平成34年度までの管理、運営の方針を定めるものでございます。財源は、国の50%の交付金でございます。

以上で、土木費の説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お聞きいたします。地籍調査事業についてお尋ねですが、私、地籍調査事業なかなか伸びんもんで、県庁にも行って聞いたんですが、東北大震災から、この必要性を全国の自治体が認識しまして、もう予算がなかなか厳しいというこ

とを聞いておりまして、このたびは去年より1.5倍ぐらいふえておるということで、大変本当うれしく思っております。

それで、一つお聞きしたいんですが、今年は先日補正予算で事業が減になったということで、1,200万円ばかり事業費用を落とされました。これは、恐らく山口県下全体の市町村でも、こういう事態になっておると思うんです。合わせれば相当な額が出てくると思います。それも10月頃にはわかるんじゃないかと思うんですよね。

その場合、例えば追加で補助枠をまたいただいて事業を拡張するとか、そういう計画がもしあればお伺いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、例年、県が秋口に事業費の増減の確認の調査をしておるところでございます。

美祢市においては、近年は予算の要望、あるいは減額をしたことがなく、当初予算の事業消化を図っておるところでございます。増額する地区においては、秋口に要望調査をまとめられまして、11月頃に内示がくるわけでございますが、現実的には山林での調査であり、調査から立会、測量までを行う必要があることから、雪が降りますまでには調査をしたいということで、今までは、なかなか困難という判断をしておりました。

予算規模にもよりますし、その予算がもらえるかもらいないかということがありますので、基本的には、当初予算で必要な予算額を確保することに努めてまいりたいと思いますが、その調査があった時点で予算の規模、あるいは調査しております実施地区の状況等を総合的に判断いたしまして、対応可能なものにつきましては、増額の要望をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 地籍調査につきましては、この状況でいきますと100年くらいかかるような感じがしておりまして、人も地籍調査の事業を拡大しまして、早くに終わらせていただきたいというふうに思っております。

この地籍調査、どうしても人的に——人的な問題が非常に大きいと思うんです。この場合、私よくわからないんですが、人的にも十分確保されておられると思います。

が、いかがでございますか。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

地籍調査室におきましては、現在3名体制で、それから農林課の他の職員が兼務ということであっております。

それから、平成23年当時には7名おまして、調査面積は方平、方キロという時代もございました。で、平成26年以降、現在の3名の体制となりましてからは、毎年度、3平方キロ程度を目標に計画的に進めておるところでございます。

で、27年におきましては、調査区が最終年度ということで、若干面積が減っておりますが、3名体制になってからは、3平方キロ程度を目標に推進をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） この調査事業、私も担当したことがあります、やはり人的資源がないと、これ、どうしてもできんということがありますんで、ぜひとも、今後に向けて充実させていただきたいということを——面積とともにお願いしまして、質問を終わります。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 60ページの下から2番目ですが、空家対策事業なんですけど、これ空家、本当に——大変な問題だと思いますが、国支出金がきのうは国庫支出金があるようですが、今年はないのですが、そのなくなった理由とか、何か——それを教えてくださいませ。お願いいたします。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

昨年度、国庫支出金として事業しましたものは、空家実態調査という調査業務に国費があたるようになっております。その事業が平成29年度で完了いたしますことから、支出金のほうはなくなっております。

で、今年度は、主には空家対策計画のほうに重点をおいております。こちらのほうは国費があたりませんので、そういったところで、そういう差が出てきております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 喫緊な課題があると思うんですが、これの対処はどうなるんでしょうか。既に崩壊しそうな家屋も見受けますけど。これ計画だけで、実行はこの予算の中には入るのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

空家については毎年度要望と言いますか、苦情のほうが増加している傾向にありまして、そういった方たちには、適正管理を促す写真やら、適用できるようなシステムといたしますか、こういったところに相談したらいいですよというようなことを書き添えて、郵送しているところでございます。

それと危険な箇所につきましては、なるべく一般の方に危害が及ばない程度のバリアードやら、そういったもので危険周知させるような措置を施すようにしております。

一応、そういった事を業務的に行っておりますので、最終的には空家対策協議会のほうでいろいろなことを、どうやっていくかということを経験を積み重ねたいと考えております。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 61ページなんですけど、先ほど、秋枝委員が言われました地籍調査費の件です。

昨年よりも増額2,000万以上増額ということで、少しでも地籍調査が進んでいくことが重要であると思っています。いずれにしても山林、山、耕地、そういったところの調査対象とはなっておると思っていますし、これによって、より地主、持ち主の所有的なエリアというのがより明確になることによって、固定資産税の配分というものが、より明確になってくるということにおいては、非常に重要なことと思っています。

それでですね、こういった調査が進めば進むほど、実際、美祢にもともとあって、その山林、山とか持っておられた方が都会に出られて、そしてまた、その方が住所が変わられてとかいろいろありまして、その子ども、孫とか、そういった所有権が移って明確になればいいですけれども、実質的にそうになってない、所在が、所有者が不明になってきているということは、非常に大きくなってきているということも、実際、私お聞きしているし、そういったこともみてきております。

そういったことに対して、今、実際調査された範囲の中であって、どの程度所有者が明確になってないのか、この辺について、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

地籍調査における所有者不明地についてであります。具体的な所有者不明地の面積、筆等は、現在資料を持ち合わせておりませんが、基本的には事前の調査に入る前の調査において、そのあたりを調査をしてみたいです。

で、御存命でない方につきましては、戸籍の調査も地籍調査の業務の中で行えることから、基本的には相続の調査を行うとともに納税義務者に対して、立会等のお願いをしておるところでございます。

で、最終的に、どうしても立会がかなわないという場合には、立会ができないということで、その筆につきましては、周りのわかっている筆を含めた筆界未定地という処理と——筆界未定地ですね、という処理で地籍調査は行うこととなります。

ですから、所有者の立会、あるいは同意がない場合には、周りの方にも御迷惑がかかるということでもありますので、極力納税義務者、あるいは相続人から立会、あるいは地籍調査の御同意をいただくような努力に努めておるところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） まあこういったところは、悩ましい問題ではないかと思っておりますし、そういうところの土地に関しましては、所有者がいないということで、固定資産税もとることができない、まあこういうことですね。

それを、そのままずっとその土地をおいておいても——おいておくこと、また可能性としては、もう非常に、もうこれ、固定資産税払う方も当然いないし、そういったところの土地という、山、山林、そのままもうずっと放っておくということでしょうか、何らかの対応策というもの、何かあるかどうか、この辺についてお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 岡山委員の御質問に答えたいと思います。

土地不明が相続等でわからない場合は、とりあえず現状としては、課税保留というかたちで対応しておる状況です。

法律的には、今それ以上の規定がございませんので、こちらとしても相続人を探す

ということは、引き続きやっておるところでございますけれども、中々現状としては厳しい状況でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） この予算のところに集中してよろしくお願いします。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと話、少し拡大しておりますけれども、いずれにしても、今後そういったところの納税義務するような、そういった土地の所有者というものが地籍調査すればするほど、今後ふえてくる可能性が非常に高くなりますので、どうか今こういった問題についてどう対処するかという、こういったところのものを今後しっかりと見据えながら対処していただきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） いまの地籍調査につきましては、お二人が質問されましたので、私のほうからお尋ねしたいことは全部質問されましたので、私のほうからはよろしく——できるだけ早くスムーズにやっていただきますことをお願いをいたします。

それから、概要書の61ページの真ん中辺にあります、さわやかロード美化活動事業というのがございます。これは、最初の頃は市道美化運動とかっていうのであったと思いますが、大変これはいいい、財源的には美祢市が100パーセントですけど、大変いい事業だと思います。

それで、過去ずっとありましたけど、この予算については、また30年度もふえております。100パーセントぐらいは全部消化されておるかどうか、お尋ねをいたします。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

さわやかロード美化活動事業は、平成22年度から始めておりまして、年々増加傾向にあります。そういった意味で、本年度は、来年度は20万円増額の370万円という金額を計上させていただいております。その予算の中で、一応、各年度全部まかなえている状況でございます。今年度もぎりぎりまで申請額がいったものですから、来年度は少し増額しておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 実は、私の住んでいる集落もこの22年度から始めさせていただきました。

で、実は美東町の駅伝競走大会が2月の第1日曜日、それからカルストロードのマラソンが3月、第1日曜日ということで恒例で、今年は雪のために中止になりましたけど、毎年集落で1月の下旬の土曜日か日曜日に、集落の者が一齐に草刈りをやったり、空き缶拾いをやったり、ゴミ拾いをやったりということで、そのほかにも夏の時期に一齐にやっております。

で、この補助金でもって、自治会の運営のほんの一部ですが、頂いたお金を活用しておるわけですけど、ぜひ、これからも集落のコミュニティづくりのためにも大変いいし、うちの集落としては自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等が2回、最低2人は1件から出てくるように指示がありまして、やっております。

ぜひ、これからもふやしていただいて、また、お互いに各集落で実際に行う集落がふえるよう中たちで宣伝、ピーアールをしていただくようお願いをしたいと思いますが、そのような方策はとっておられますかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

年々、参加述べ人数、あるいは実延長も延びておりますことから、かなり周知が図ってこれたとは思っております。

しかしながらいいことで、草刈りを地元でやっていただくということで、いい事業でございますので、より多くの方に周知するために、引き続きMYT、そして市報、そしてホームページのほうに掲載して、多くの方に呼びかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私からは2点お尋ねいたします。

1点は、概要書の60ページの1目土木総務費の空家対策事業についてなんですが、先ほど三好委員のほうから、国の支出金が無くなった理由を尋ねられたと思います。まっ、実態調査費——実態調査が終わったからだというふうなお話だったと思うんですが、実態調査が終わったにも関わらず、今年度、同額に近い金額が予算計上されて

いると。で、内容を見ましたら空家対策協議会、空家等対策計画の策定を行いますというふうになっておりますが、それぞれに、どれくらいの金額を見ておられるのか、内訳がわかれば教えていただきたいと。

それと、もう1点は61ページ、先ほど、今お話が出ましたさわやかロード美化活動事業ですね。

道路は維持管理をされる企業が指定されてあらうと思うんですけど、区間が重複しておるところもあらうと思います。で、今市内もあちこち道路脇が草が茂って、市民の手にお願ひせざるを得ないところがありますので、こういったことは、どんどん進めていかないといけないと思うんですが、その市民が草刈り、美化作業をしてきれいにしているから企業の方が、事業所がなくてすむとか、そういった等もありますんで、その辺の調整がどのようになっておるのか、この予算が死んだお金にならないために、どういうふうな工夫されておるか、その辺をちょっとお伺いできたらと思います。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

まずは、空家対策事業の中での予算の内訳についてでございます。まずは、空家対策計画策定業務委託料として、939万円を計上いたしております。その他といたしまして、空家対策協議会につきまして、委員報酬とか費用弁済等で、残りの金額分を支出にしているところでございます——支出する予定にしておるところでございます。

もう一つの質問、さわやかロード美化活動事業につきましては、業者に依頼しているところは、バス路線を中心とした重要な交通量の多い道路につきましては、企業のほうに——業者のほうに依頼しているところであります。加えて、なるべく集落の無いようなところが、業者の草刈業務の箇所となっていると考えております。

ですから、重複があるような箇所は無いかと思いますが、重要な路線ですので、状態を見ながら必要がなければ業者のほうは、ちょっとほかの場所でもということは無いです。重要な路線で必要な箇所に回っていただかないとしながら、なるべく重複の無いような草刈り作業、箇所を選定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

62ページの住宅費のところ、住宅建築耐震促進事業ということで、342万ということで、「耐震診断の補助、並びに補強工事の補助をします」と書いてあります。

たまたま、きょう朝NHKを見ておりましたら、偶然にもこの耐震化工事の話がテレビに出まして、木造の家で築がかなり60年ぐらい経ってまして、建築士の方が診断したら150万円の費用ということで、個人の手出しが約30万弱ということで、たまたまNHKで放送がありました。

ちょっと、そこの中でお尋ねしたいのが、この補助の割合というのは、当然いろんな状況において違うかどうかわかりませんが、そのあたりの補助率等、それから何件くらい想定されていらっしゃるか、もしわかればお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの戎屋委員の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては国が2分の1、県のほうが4分の1、市のほうが4分の1という事業でございます。耐震改修になりますと、今の診断のほうでございまして、改修になりますと、地元負担金が発生してまいりますところが、ちょっと違いがございます。

それと、木造住宅の耐震診断事業ですが、こちらは10件分の費用を計上させていただいております。

それと、建築物耐震診断事業補助金というのもございまして、こちらは、多数利用建築物耐震診断1件分と、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断1件分、以上が予算のほうに計上しているものでございます。

それと、今度は木造住宅の耐震改修のほうに入りますと、1件分の事業費を計上させていただいているところであります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 62ページの下段の公営住宅の維持管理事業で、住宅使用料とありますが270万円ばかりふえております。これは、新たに住宅が供給されるとか、そういう事情があるのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

公営住宅維持管理事業の増額分につきましては、主には補修工事——修繕のほうで、

今の申請、要望——要望とか申請が若干ふえておりまして、その分を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私の言い方が悪かったかもしれませんが、その他の項ですね……。

○委員長（猶野智和君） ちょっと——ちょっとお待ちください。よろしいですか。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

増額した理由は、先ほど申し上げましたように、修繕が主な増額の意味合いなんです。が、財源がふえたことにつきましては、基本的にここの財源は、住宅使用料の部分で賄うことになっておりまして、そちらのほうから、修繕が必要という部分だけ取り込んでおる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私が聞いたのは、新たに住宅を建てられて住宅使用料がふえたのかな、それとも住宅料を値上げされるのかなと、こういうところです。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

住宅料自体は、新しい建設もないことからさほど増減は無いんですが、年間の収入によって家賃が増減しますので、そういった増減は少なからず毎年ありますが、十分な住宅の使用料というものはあまり増減は無いというところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） わかりました。住宅は日々劣化しておりまして、住宅料もそれにつれて下がるのかなという感じがしております。

特に特公賃——特定公共——特公賃は、これは住宅料を、私見直すべきじゃろうというふうに思っておりまして、見直されたのかなという思いがしていましたが、逆にふえておりまして、また、その辺を考えなければいけない問題じゃないかなということで質問いたしました。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、消防費を議題といたします。執行部より説明を求めます。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） それでは、消防費について御説明いたします。

予算の概要書は同じく 63 ページ、予算書は 294、295 ページからとなります。

9 款消防費・1 項常備消防費・1 目常備消防費の主要事業について、御説明いたします。

まず、救急業務高度化・緊急消防援助隊訓練事業として、71 万 1,000 円を計上しております。

これは、救急現場における救命率向上のために、救急救命処置・特定行為を行う救急救命士の研修派遣及び大規模災害発生時等相互応援体制強化のため、緊急消防援助隊訓練に参加するためのものです。

なお、現在、消防本部における救急救命士国家資格取得者は 15 名、緊急消防援助隊の登録は 2 隊、8 名であります。

次に、その下、消防・防災施設整備事業として 3,726 万 8,000 円を計上しております。

主な事業は、1 高規格救急自動車更新事業として、消防装備充実のため、配備後 12 年を経過する美祢市消防署の高規格救急車更新に 3,500 万円、これには特定財源として、緊急消防援助隊設備整備費補助金 1,457 万 9,000 円、市債（消防施設整備事業債）1,840 万円を予定しております。

次に、2 全国瞬時警報システム、J-アラートの更新事業として、非常時の緊急通報体制強化のため、現在配備しております J-アラート機器の更新に 226 万 8,000 円、これには特定財源として市債（消防施設整備事業債）220 万円を予定しております。

次にページ移っていただいて、64 ページ上から、通信指令業務共同運用事業として 1,296 万 3,000 円を計上しております。

これは、各種災害における通信指令体制の充実及び相互応援体制強化のため、平成 25 年 10 月から下関市と共同で運用しております、消防通信指令業務に係る機器の

保守管理費用及び下関市への運用負担金等であります。

運用開始から5年を経過し、当初目的のとおり下関市との連携強化等、確実に成果を挙げております。

次に、消防庁舎・消防防災センター整備事業として、538万6,000円を計上しております。

これは、市防災拠点として消防庁舎機能の充実を図るため、新たな消防庁舎・消防防災センターの整備を計画、平成30年度は建設予定地、旧大嶺高校の周辺になりますが、この場所の測量を行うものです。策定しました基本計画では、平成34年3月末までの整備、移転を計画しております。

続きまして、2目非常備消防費について御説明いたします。

2番目、消防団拠点施設等整備事業として、2,009万5,000円を計上しております。

主な事業は、1消防団消防機庫整備事業として、消防団施設機能充実のため、美東方面隊綾木分団第2部隊の消防機庫整備に1,123万5,000円、これには特定財源として市債（消防施設整備事業債）1,110万円を予定しております。

次に、2消防ポンプ自動車等更新事業として、消防体制充実のため、小型動力ポンプ付き積載車1台の更新整備に615万6,000円、これには特定財源として、市債（消防施設整備事業債）580万円を予定しております。

次に、3火災活動用資機材整備事業として、消防団装備充実のため、背負い式水のうの整備に119万9,000円、特定財源として助成金100万円を予定しております。

続いて、65ページをお開きください。上から、石油貯蔵施設立地対策補助金事業として、864万円を計上しております。

これは石油補助金を活用し、消防団消防車両1台を更新整備するものです。特定財源として、石油貯蔵施設立地対策等補助金613万9,000円、市債（消防施設整備事業債）220万円を予定しております。

続きまして、3目消防施設費について御説明いたします。

消防・防災施設等整備事業として、1,274万円7,000円計上しております。

主な事業として、1既設防火水槽改修蓋設置事業に585万円、これは市民の安全・安心のため安全面、環境面を考慮し、市内3カ所の既設防火水槽を改修して蓋を

設置するものです。特定財源として、市債（消防施設整備事業債）５８０万円を予定しております。

次に、２消火栓新設改良事業として６３７万２，０００円、特定財源として、市債（消防施設整備事業債）４８０万円を予定しております。

４目水防費については、省略させていただきます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、教育費を議題といたします。執行部より説明を求めます。長谷川学校教育課長。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 続きまして、１０款教育費・１項教育総務費でございます。

飛ばしまして、予算の概要は６７ページをお開きください。

拡大・重点事業でありますＭＩＮＥグローバル人材育成推進事業として、３５０万円を計上しております。

３０年度は、企画コーディネーターを１名増員し、イングリッシュクラブ、イングリッシュビレッジの内容の充実を図ってまいります。

次に、学校図書館充実事業でございます。２００万円を計上しております。

学校図書館担当職員を２名増員いたしまして、市内小中学校の全てに派遣をいたします。これにより、学校図書館運営の機能向上と運営の活性化を推進します。

次に、美祢ジオパーク学習推進事業でございます。１３８万４，０００円を計上しております。市内小中学校全ての地質資源や文化遺産を活かしたジオ学習を支援いたします。

次に、拡大・重点事業、学校現場における業務改善加速事業でございます。６２２万５，０００円を計上しております。

これは、教員の長時間労働という働き方を改善することで、教員の授業改善に取り組む時間や、子どもと向き合う時間を確保するために、業務アシスタントや部活動指

導員を配置するものでございます。

飛ばしまして、次のページ、68ページをごらんください。

重点事業、心の広場充実事業でございます。277万1,000円を計上しております。

これは、何らかの理由で学校に登校できない児童・生徒の適応指導を行うための居場所「心の広場」をつくるために、指導員を配置し、常時開設できる体制を整えるものでございます。

次に、拡大・重点事業、夢をつなぐ特別支援充実事業でございます。147万6,000円を計上しております。

これは、特別支援教育推進リーダーを配置し、特別な支援を要する児童・生徒について、校種間や関係機関との連携を強化し、特別支援教育の充実を図るものでございます。

次に、新規事業、美祢市中学生議会開催事業でございます。16万9,000円を計上しております。

これは、新市施行10周年を記念して行うもので、広く市民の市制への関心を高めてまいります。

次に、5目外国青年英語指導事業費、生きた英語力育成推進事業でございます。2,091万6,000円を計上しております。

これは、市内全ての小中学校へ外国語指導助手を派遣して、実践的コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の推進を図るものです。英語指導助手4名での指導体制を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 続きまして、69ページになります。

1目学校管理費において、スクールバス等運行事業に2,390万9,000円計上いたしております。

平成30年度から秋芳桂花小学校児童送迎のためのスクールバスを2台運行することとしております。

次に、2目教育振興費において、学校ICT整備事業に1,260万円計上いたしております。

情報活用能力育成のため、まず、教員 2 人に 1 台分のタブレット端末と 3 学級に 1 台分の短焦点プロジェクター等を整備することといたしております。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 続きまして、70 ページをごらんください。

小学校通学補助事業、小学校遠距離通学費補助事業でございます。124 万 3,000 円を計上しております。

これは、学校への通学距離が片道 3 キロメートル以上の児童の保護者を対象とし、通学方法の実態に応じて経費を補助することで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に、小学校通学支援事業でございます。126 万 6,000 円を計上しております。

これは、通学困難等により通学手段を確保する必要がある児童に対し、タクシー等により通学の支援を行います。

次に、小学校教育振興業務、小学校の道德教科化に伴う指導書等の整備事業でございます。273 万 9,000 円を計上しております。

これは、平成 30 年度から小学校で道德が教科化されることを受けて、指導書、教師用教科書等の購入を行うものです。

次に、複式学級学習支援事業でございます。841 万 6,000 円を計上しております。

これは、複式学級を置く市内小学校 7 校に学習支援教員を配置し、複式学級で学ぶ児童の学習支援を行ってまいります。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 次に、3 目学校施設整備費において、小学校施設整備事業に 5,557 万 7,000 円計上いたしております。

これは、麦川小校舎屋根塗装改修工事 3,207 万 6,000 円のほか、学校施設の維持補修、工事をするとしております。

また、閉校となった本郷小学校の有償貸付けに伴い、学校教育施設整備基金に 6 万 4,000 円積み立てるものであります。

次に、71 ページになります。

3 項中学校費・1 目学校管理費において、スクールバス等運行事業に 1,557 万

4, 0 0 0 円計上いたしております。

平成31年度から豊田前中学校区の生徒を大嶺中学校に送迎するためのスクールバス1台を購入することとしております。

次に、2目教育振興費において、学校ICT整備事業に595万5, 000円計上いたしております。

小学校費で御説明申し上げたとおり、情報活用能力の育成のためICT教育環境整備を行うものであります。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 続きまして、中学校通学補助事業、中学校遠距離通学費補助事業でございます。1, 774万2, 000円を計上しております。

これは、学校への通学距離が片道3キロメートル以上の生徒の保護者を対象とし、通学方法の実態に応じて経費を補助することで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に、中学校通学支援事業でございます。186万7, 000円を計上しております。

これは、通学困難等により通学手段を確保する必要がある生徒に対し、タクシー等により通学の支援を行います。

次に、中学校学級支援補助教員活用事業でございます。93万4, 000円を計上しております。

これは、中学校の通常学級において、特別な配慮が必要な生徒への対応を含め、きめ細かな指導体制を充実させるため、1名の補助員を配置いたします。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ振興課長。

○生涯学習スポーツ振興課長（西村明久君） 続きまして、飛びまして、73ページをお開きください。

5項社会教育費・1目社会教育総務費、2番目になりますが、コミュニティセンター管理運営事業でございます。これにつきましては、232万4, 000円を計上しております。

この事業につきましては、コミュニティセンターの維持管理経費であります。このたびは、河原コミュニティセンターの入口にございます手摺が腐食をしております。

て、その改修工事費として３０万３，０００円を計上しております。

次に同項、同目、一番最後になりますが、新規ですが、子ども交流事業ということで２１３万円を計上しております。

これは、市制施行１０周年を記念し、市内小学６年生を対象として、外国人が中心となっております、ヤングアメリカンズという団体がありますが、その方々と１５分程度のミュージカルショーをつくり上げるといった事業において、その過程において、子どもたちの自立心や表現力を養い、また国際交流を図る目的とした事業であります。

続きまして、７４ページをごらんください。

１目公民館費の公民館管理運営事業といたしまして、１億１，２８３万９，０００円を計上しております。

これにつきまして、主な事業といたしまして、平成３０年３月３１日をもって廃止する別府小学校へ、現在の別府公民館を移転することに伴う経費を計上しております。

主な経費といたしましては、施設整備に伴う設計業務に３１３万２，０００円、施設整備工事費として５，７１７万５，０００円を計上しております。財源につきましては、地方債５，７８０万円を予定をしておるところでございます。

続きまして、公民館連携事業といたしまして３０万円を計上しております。

これは、市内公民館、１３公民館ございますが、その公民館の連携によりまして、市内各地の特色を知り、市民の一体感を更に醸成させるため、各公民館を巡るウォーキング大会を開催する経費として計上してるところでございます。

○委員長（猶野智和君） 井上文化財保護課長。

○文化財保護課長（井上辰巳君） 続きまして、５目文化財保護費について説明いたします。

同じく、予算の概要の７４ページでございます。

まず、新規事業として、歴史的建造物等調査事業に２５万５，０００円を計上しております。

これは、市内に存在する歴史的建造物等について、文化財に指定するしないだけでなく、まちづくりや観光面での利用等を含めた、基礎資料収集のための現況調査を５年計画で行うものでございます。

次に、長登銅山跡地整備事業に３０７万１，０００円を計上しております。

これは、平成２７年度から４年計画で実施しております、史跡整備に向けた遺構の

確認調査の４年目となります。平成３０年度も、古代役所跡等の発見を目指して発掘調査を行うための経費であります。財源として、国支出金１６０万円を予定しております。

ただいま説明しました長登銅山跡地整備事業でございますが、３７０万１，０００円を計上しております。

次に、７５ページをごらんください。

指定文化財保護管理事業４４２万２，０００円のうち、国秀遺跡解体処分業務として５４万円を計上しております。

これは、老朽化により倒壊のおそれのあります復元家屋２棟を解体するものです。

なお、のちほど説明いたしますが、博物館等施設将来構想検討事業の中で、国秀遺跡の新たな展示方法を調査検討したいと考えております。

次に、昨年度からの継続事業として、秋吉台等保全管理計画策定事業に６８万９，０００円を計上しております。

これは、現在、昭和４８年に策定された秋吉台保存管理マスタープランにより、自然保護や景観の保全に努めているところでございますが、策定から４０年以上経過し、現状に即した見直しが必要であります。

また、日本ジオパークに認定されたときの審査結果報告書に、できるだけ早く解決すべき課題として、保護保全管理計画を現状を踏まえた形で全面的に整理して作成し、速やかに対策を講じることのできる明確な管理体制を構築することが必要であるとの指摘を受けております。来るべき再審査や世界ジオパークへの認定に向けて、昨年度から５年計画で実施をしておるところでございます。

続きまして、６目文化施設費について御説明します。

まず、大仏ミュージアム管理運営事業に１，０１２万３，０００円を計上しております。この中で特に平成３０年度に実施するものとしまして、製錬場屋根修繕に９０万８，０００円、それから展示図録印刷に５４万円、市制施行１０周年記念事業として、「こぶっちゃん」鋳造制作に１５０万円を計上しております。

屋根の修繕につきましては、古代銅精錬実験や鋳造体験を行う実験場のトタン屋根が、平成１７年に建築されたもので古くなり、腐食等が進んでいるため、錆落とし、錆止め、塗装等を行うものです。

次に、展示図録ですが、平成２２年に作成した図録の在庫が無くなってきたため、

再度印刷するもので1, 000部を作成する予定としております。

次は、こぶっちゃん鑄造制作です。

現在、大仏ミュージアムに展示してある、ミニ大仏の制作者である小泉先生に依頼をいたしまして、10周年記念事業として、今年の銅山まつりのメインイベントとし、地元の小中学生が制作に関われるような取り組みにしたいということで考えておるところでございます。

次に、新規事業として、博物館等施設将来構想検討事業に40万1, 000円を計上しています。

これは、文化財保護課が所管します秋吉台科学博物館、歴史民俗資料館、化石館、長登銅山文化交流館の4施設及び化石採集場、国秀遺跡について、各施設の設立趣旨や地域特性等を考慮しながら、将来構想と施設整備の今後の方針を検討するものでございます。

続きまして、7目秋吉台科学博物館費です。

76ページをごらんください。

「すごいぞ！秋吉台科学博物館魅力アップ事業」に380万3, 000円を計上しています。このうち300万円につきましては、山口大学秋吉台アカデミックセンターの運営負担金でございます。

このセンターは、山口大学と美祢市との包括連携協定により設置されたものですが、大学職員や学生の教育、調査、研究活動や美祢市民との交流促進など、有意義な活動が展開されるように運営を支援したいと考えています。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 続きまして、予算の概要78ページになります。

6項保健体育費・3目給食施設費において、給食センター整備事業に380万円計上いたしております。

これは、1月の臨時議会において、債務負担行為について御議決賜りました、美祢市学校給食センター整備運営PFI導入可能性調査業務を予算計上したものであります。

以上で、教育費の説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。ここで、50分まで休憩いたします。

午前 10 時 41 分休憩

午前 10 時 52 分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き会議を開きます。執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） 先ほど、私が説明をさせていただきました消防費について、1 点訂正をお願いいたします。

予算の概要資料 63 ページ、下段になります。消防防災施設等整備事業のうち、高規格救急自動車更新事業について説明をさせていただいた中で、財源の緊急消防援助隊補助金について、1,457 万 9,000 円と申し上げたところですが、正しくは資料のとおり 1,454 万 9,000 円です。訂正してお詫び申し上げます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） それでは質疑を行います。教育費について、質疑はございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） まず審査に入る前に、この遠距離通学の補助事業、これ予算に上がってるわけですが、この条例改正があす、あさっての教育経済委員会で、条例改正が上がってると思うんですけど、この 2 つの取り扱い、今後の進め方ですよ、これをどう進めていかれるのか、ちょっと委員長にお伺いしておきたいというふうに思います。

○委員長（猶野智和君） それではここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午後 1 時 45 分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き会議を開きます。

休憩前に秋山委員より一般会計当初予算に計上されている通学補助に関する予算と、8 日に予定されております教育経済委員会で審査される条例改正案とが関連あることから、当委員会の運営について質問がありました。

これにつきましては、休憩中に協議を行い、本委員会としては付託された議案を粛々と審査してまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑を行います。教育費について、質疑はございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） このたびの遠距離通学の補助事業でありますけども、恐らく条例改正もやられるということでもあります、この条例改正も含めてですけども、こういうふうなことを変えていこう、今までの通学距離のやつを4キロ、6キロを3キロにしていこうという会議ですよ、恐らく会議を開いておられます。どういう会議で、どういう議論をなされたのかを、まず、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 秋山委員の御質問にお答えをいたします。

この通学費の補助の改正につきましては、平成28年度の後半ぐらいから改正にあたりまして、実際のところ、29年度からの実施を目指してということで当初は考えておりましたが、あまりにも大きな問題ということで、平成30年度の改正を目標に現在まで協議を続けてまいりました。

平成28年度後半から29年度にかけまして、局内協議はもちろんでございますが、幾度となく正副市長協議のほうを重ねてまいりまして、最終的に3キロということになったわけでございます。回数につきましては定かには覚えておりませんが、幾度となく協議のほうを重ねてまいりました。その結果、3キロということに、こちらとしては決めたということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） まっ、3回しかできないということでもありますけども、教育法が変わりまして、総合教育会議を開かなくてはいけないというふうになっていませんか。その中に協議、調整事項は以下のとおりというある中で、2番目に教育の条件整備など重点的に講ずべき施策というのがあります。ここで会議をされたんじゃないんですか。この会議を、総合教育会議というのを、どういうふうに教育委員会は捉えておられるんですか。市の施策においては、ここで、こういったことを披露されるんじゃないですかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 総合教育会議におきましては、市長と教育委員会の意思疎通でありますとか、教育に関しての大きな問題といいますか、大きなところでの協議のほうをしておるところでございます。

これにつきましては、年1回ないし2回、開催をしておるところでございますが、

通学費補助に関しましては、この総合教育会議の中では議題としては挙がっておりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 議題として挙がっていないとかですね、なら、どういう会議で開かれて、どういう御意見が出て決定に至ったかということです。その議事録を出してください。これ、大事なことです。

議員の中にはおおむねって書いてあるから、3キロでもおおむねじゃろうがやという議員もおられるそうでありますけども、4キロから6キロ、これは国の法律によって決まっているんですよ。これを、なぜ交付税の対象になる事業にも関わらず3キロにして、なぜ交付税の措置が受けられないようにするんですか。だから、その会議録出してくださいね。

○委員長（猶野智和君） 会議録の提出は可能ですか。金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 先ほども申し上げましたとおり、幾度となく協議のほうをしております。ただ、それは協議でございまして、会議という形式はとっておりません。したがいまして、会議録のほうは作成をいたしておりません。

それと、ただいま委員のほうから……。 （「委員長、ちょっと待ってください」と発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） 協議の記録のようなものはないんですか。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 特段、とっておりません。 （「委員長」と発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 大事な条例を変えてまでやろうとする事業なんですよ。これを会議録、何も残ってない。これはおかしいことないですか。3キロに拡大した定義っていうのは何なんです、なら。そのやりとりの話を出してくださいね。

○委員長（猶野智和君） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後4時00分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き会議を開きます。金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 休憩前の秋山委員の御質問の中で、協議の議事録をとっていないということでお伝えをさせていただきました。実際に無いということでございます。今後、重要会議につきましては、議事録等も整備するというところでやっていきたいというふうに考えております

で、議事録がございませんので、一応協議をしました——いつ、誰と協議をしたということを時系列のほうで御報告をさせていただければというふうに思います。昨年の4月以降ということで御了解いただければと思います。

まず、29年の5月19日に教育長、教育総務課、また学校教育課、それと私でございますが、教育長協議のほうを行なっております。7月11日には、学校教育課内におきまして課内協議をしております。また、7月24日、先ほど言いましたメンバーでございますが、教育長、教育総務課、学校教育課、それから私で教育長協議を行なっております。

それと8月の15日におきましては、財政課と学校教育課におきまして協議のほうを行っております。それを受けまして、8月の25日に教育委員会議のほうで、教育委員さんに対しまして、方向性のほうを御説明をいたしております。

また、それを受けまして、9月の7日には小学校長会におきまして、小学校の校長に学校教育課のほうから説明いたしております。また9月の15日は、中学校長会のほうに学校教育課から御説明をしております。

で、10月の16日に正副市長、また庁内の関係部長、課長と教育総務課、学校教育課におきまして正副市長と協議を行っております。また、10月の24日におきましては、副市長、また庁内の関係部課長と協議を行っております。それと11月6日におきまして、正副市長と協議をいたしております。

年が明けましてこの1月ですが、1月の11日に正副市長と協議、それと15日、1月の15日にも再び正副市長と協議をいたしております。また、2月に入りまして、2月の15日に小学校長会において説明をいたしております。それと引き続き、2月の16日に中学校長会において説明をいたしております。それと2月26日、2月の定例教育委員会議におきまして、教育委員のほうに説明をいたしております。

以上が、大まかな協議の流れでございます。

それと、続きまして通学支援、通学補助、遠距離通学の距離、補助基準を小学校4キロ、中学校6キロから、一律3キロにしたいということで補てんをさせていただ

いておりますが、その理由につきまして申し述べさせていただきます。

通学補助対象基準の設定にあたりましては、考えたのが地域間格差のない統一した制度にすること、また、保護者負担を現行よりも軽減をするということ、そして通学が困難な児童、生徒に対応していくということ、この3つを基本的な考えとして検討をしたところでございます。

このたび、学校への通学距離は3キロメートルを超える児童、生徒を対象とした理由のひとつといたしましては、今申し上げましたとおりでございますが、現在進んでおります学校の統廃合によりスクールバス、また、スクールタクシーを運行して通学支援をしておるところなんです、それが大嶺小学校が2キロメートル、中学生が3キロメートル以上となっているこの現状に近づけたいということがひとつあります。

この現状と大きく開くことになると、市民の不公平感につながるんじゃないかというふうに考えたところでございます。

で、2つ目の理由といたしましては、現行の補助水準を維持し下回らないようにするためということであります。このたびの補助基準にすることで、これまで補助を受けていた地域のほとんどが、また対象——補助対象地域というかたちになりまして、統一した補助基準で成立することができるというふうに考えたわけでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） このたびの決定に至るまでの経緯を今説明されましたけども、そもそもが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律というのが、平成27年の4月1日に施行されておられます。この中にあるのが、先ほど私も言いましたような、総合教育会議というのを設置するということでありまして、これを召集するのが市長であると、首長であるということでもあります。

そこで協議をするのが、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策というのがあるわけですね。

本来ならば、庁内協議よりも先にここで市長が召集をして、会議を開いて、物事の方方向性を決めていくというのが筋じゃないんでしょうかね。このことをやっておられない中で、庁内協議をもって、ここで進められたということであつたというふうに思います。

先ほど、地域間格差をなくしていくんだということで、3キロメートルに至ったと

いうことでありますけれども、これは現行制度の遠距離を4キロ、6キロというのは、法律の施行令なんです——施行令なんですよね。これに基づいて、交付税の基準に基づいているということですけども。なぜこれを3キロにしたか、なぜ2キロじゃないのか、2キロにしたときにどれだけの人数に広がっていくのか、それだけ。

そして、なおかつ金額ですよ、どこまで広がっていくのか、教えていただきたいと思います。なぜ、2キロじゃないのか。

ついでに中学生の自転車通学においても、今、不平等が生じていないかということでもあります。と申しますのも、これもやはり6キロメートルの通学に対して自転車の購入、ヘルメット、合羽、安全ベスト、修理代で4万5,000円ですか、3年間で4万5,000円。

これは、例えば、今現在3キロ未満で通学している中学生もおられると思います。これには補助がないということですよ。その人数が何人になるのか。わかります。これは聞くとところによりますと、中学校の自転車通学については校長の認可と、校長が許可すれば通学できるというふうに聞いておりますけども。なぜその子たちに補助は無いのか、こういうことにならなかったのか。ここに、まさに教育の不平等というのが生まれりゃせんですか。そこも指摘をしておきたいと思います。答弁ができれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

まず、2キロまでなぜ拡大をし中ったかということについてでございます。実際に小学生が学校に通学する際、2キロ程度の距離であると、大体徒歩で通学しているという現状がございます。

それから中学生については、確かに委員御指摘のとおり、中学校によって許可を出している中学校もございます。ただ、中学生の2キロの自転車通学を許可しているというふうなことについては、生徒の利便性を認めているということだろうと思います。

どちらかというに通学困難というよりは早く——朝、ゆっくり学校に来たいとか、少し楽に通学したいとか、そういった利便性を追求したものだというふうに捉えております。

そこで小学生においては、実際、低学年の子が通学するのに3キロ以上というのはやはり抵抗感がある、中学生については、3キロ以上の中学生についてはやはり通学

困難、自転車が必要で——本当に必要であろうというふうなことから、3キロを設定したところでございます。

それから、じゃあ2キロまで小学生を広げたら、どういうふうな予算が必要になってくるかということについてでございます。実際、該当者が2キロまで拡大すると約170人該当者ということになります。で、予算にしますと、約500万増ということになります。それは小学校です。それから中学生については該当者が95人、これも予算的にいうと約500万ということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今全くですね、2キロと言いましたけども、その3キロの定義が、もともとが地域間格差をなくしていこう、教育を充実していこうという中で3キロにされたというわけでありますけども。例えば2.8キロであつたらどうなるんですか。そういう問題が今度父兄の間から起こってこんですか。

いいですか。これは、あくまでも学校規模に関する慣例法令なんです。適正な学校規模の条件の2に、通学距離が小学校にあつてはおおむね4キロ以内、中学校にあつてはおおむね6キロ以内とあるという、これ法律なんです。遠距離の定義というのは、これを、確かに今の教育を充実させようと、これはいいことです。だったら、もっともっと広げればいいじゃないですか。それが、平等じゃないですかということ言っているんですよ。何で3キロなんですかということ聞いてるんですよ。

だから、教育委員会の勝手な解釈じゃないですか、これは。ただ、500万ふえるから、1,000万ふえるから、なら教育充実都市ってうたった教育って何なんです、なら。そこの定義がしっかりしないと、父兄の間から不満が出てくりやせんですかということです。その辺はどうですか。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 秋山委員の御質問にお答えします。

まず、4キロ6キロという基準についてでございます。義務教育小学校等の施設費の国庫負担に関する法律、施行例第4条の2の中に通学距離が小学校にあつては、おおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつては、おおむね6キロ以内であることとあります。これについては、国庫負担に関する法律ということになります。

ですから、遠距離通学を定義したものではないというふうに考えています。そこで、実際の通学を考えたときに、あてはめたときに、やはりこの基準ではかなり子どもたちの通学には厳しいということがあろうかと思います。その理由については、先ほど局長が述べたとおりです。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） これ何回も何回も同じことを繰り返すようになりますけども、なら2.8キロならばないわけでしょ。その辺を考慮されないんですか。本当に父兄の方から、2.8キロだったらどうなんですかというところになったら、どうされます。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、2.8キロとかいう曖昧な距離はどうするのか、どういう扱いにするのかというところだろうと思います。

今回提出しております通学費補助支給条例の中に、学校までの片道の通学距離がおおむね3キロメートル以上、おおむねという言葉を使って出しております。これによりまして、少し短い距離の子どもたちも、これで救えるんじゃないかなというふうに思っています。（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） わかりました。もう一度、ちょっと……。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 済みません。ちょっと言葉が足りませんでした。もう一度読んでみます。学校までの片道の通学距離がおおむね3キロメートル以上であるものとして、規則で定める区域に居住する児童生徒ということであります。

ですから、その地域の中心を基にして、こういった行政区というものを定めますので、そういったところで、その辺の矛盾に対応できるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） この質問は、4事業にまたがる大きなことなので、通常でしたら、1つの事業で3回ということになるんですから、4事業をまたがっているというので。今軽く3回を超えてらっしゃいますけど、まあ大丈夫ということで、一応そういう進めをしています。よろしいですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私も、秋山委員と全く同じ疑問をもっておるわけではありますが、

秋山委員が先ほども言われました、まず教育の改正されまして教育長、教育委員長がひとつになりましたよね、一人に。それから、そのときに法律改正の中で、今秋山委員が言われた総合教育会議と、それからもうひとつは教育に対する大綱、それから教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化と、こういう4つの柱で体制をされております。

そして、何を申し上げたいかというと、今のように学校教育長もおおむねとおっしゃったんですが、いわゆる法律できちんと私はしていくべきじゃないかなというふうに思います。

まあそこで休憩時間にですね、美祢市の教育大綱を出してくれと言いました。そしてやらやっぱ役人さん、頭がいいんですよ、これを総合教育会議ですか、会議の中でこの美祢市教育振興基本計画、これを大綱とすると、こう書いてありますよね。そうでしょう。だからこれが大綱ですよ。で、これに基づいて、教育行政をやっておられると認識してもいいわけですか。

わかりました。で、まず、ちょっとその前に、71ページの中学校の通学支援事業の中で学校教育課長、何て書いてあります。「必要がある児童」って書いてあります。中学生は児童ですか、お読みになるときは生徒とお読みになったんですよ。教育委員さんがこういう文言を間違えるというのは、ちょっといかがなもんかと思いますが。お読みになったのは生徒とお読みになりました。ただし、活字は児童って書いてあります。これは、またあとから——これでよければいいですよ。訂正の必要があればしていただきたい。

それをちょっと置いときまして、私が申し上げたいのは、まずこの大綱を見せていただきました。で、短い時間の間に読ませていただきましたが、その中で、いろんな統計はいいとしまして、課題のまとめの中に、1つとして学校教育について、2つ目が学校の環境づくりについて、3つ目が学校、家庭、地域社会の連携について、4つ目が生涯学習について、5つ目が生涯スポーツについて、6つ目が分化芸術活動についてと、こういうことで整理されております。

この中に、ひとつもさっき、学校教育課長が答えられたような通学についての格差是正を図りますとか、何も入ってないんですよ。で、ひとつ気になったのは、済みませんね、ちょっと時間がないところで読み上げましたんで、32ページにこう書いてあります。社会を生き抜く健やかな体の育成と、こう書いてあります。持っていらっ

しゃったら教育長、見てください。体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく係わっており、生きる力の重要な要素となっていますと。私も同感です。最近シニア層が一生懸命2キロ3キロと歩いているんです。それは何でかと、基礎体力をつけるために、戻すために歩いているんです。さっきの話じゃないですけど、玄関から学校の校門まで子どもたちを見送るのが、これが教育ならば私はおかしいと思うんですね。

その辺で教育長にお尋ねをしたいと思います。これを見ますと、ほかのところで室内ゲーム、あるいはいろんなことで運動の場を設けると書いてあります。私は、今回の予算書を見てがっくりきたのは教育長、ちょっと予算編成というか、施策の軸足がおかしいんじゃないですか。先生のほうばかり向いてるんじゃないんですか。こうした何項目も網羅させていることに対しての、バランスがきわめて悪い。私はそう感じました。

その中で、この通学の問題について、教育長はどうして子どもたちに基礎体力をつけられるような教育をしていこうとお考えなのか。それが、まず一点。

それから2点目、いいですか委員長、2点目この地方教育行政の組織及び運営に関する法律を、秋山委員も何回か言われました。そして、先ほど御答弁いただいたのは単なる庁内協議、あるいは予算編成の単なる作業行程を言われたと思うんですよ。私は政策、あるいは条例を改正するときに、いいですか、何で議会がそう言っているか、これ市民の皆様にもわかっていただくために申し上げたいと思います。

我々議会の基本条例の中に、実は7項目あるんです。政策の発生源、まずこの政策はどこから出たのか、今回のそれもお聞きしたいと思います。その発生源、どこなんですか。市長だと思うんですよ。市長が教育充実都市を目指している、だから、当然首長だろうと思います。

だから、首長が関与していないことはありえんと思いますから、そうすると首長はこの会議を開いて、そして、教育委員の皆さんとも協議しながら、美祢市の教育行政の中でどうやっていくかというのは、ちゃんと決めなくちゃいけないと私は思っております。また、議会もそこにひとつメスを入れていかざるを得ない。

それからもうひとつ、提案に至るまでの経緯、これも議会が議論をすることになっております。で、そのほか、他の自治体の類似する政策との比較、検討、市民参加の実績の有無とその内容、総合計画との整合性、それから財源措置、それから将来にわ

たるコスト計算、教育長にお尋ねをいたします。どういうお考えで、今回これを組み立てられたのか、とりあえずお答えをいただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎賢次君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

いわゆる教育総合会議——総合教育会議の中において、今御指摘のありました、美祢市教育振興基本計画を大綱とするということは、昨年その会議の中で決定しております。で、今御指摘のありました32ページに書いてあります、社会を生き抜く健やかな体の育成というところの最初の文言に、「体力は人間の活力の源であり」という文言があって、生きる力の重要な要素になる、まさしくそのとおりであるというふうに思います。

で、通学に関して、私個人的な意見から言えば、しっかり自分の足で歩いて体力をつけながら学校に歩いて行くということが、子どもたちにとっての健やかな体力に関してですけど、それにつながっていくんだろうというふうに思っております。

ただ通学に関しては、安全・安心という面もございますし、それから保護者の願いというものも、勤務というか、共働きとかいうあたりもあるのかも知れません。そのあたりを考えると、例えば通学の、今回出した通学費の補助に関しての根拠というか、基になると私は考えております。

あと、その発生源というか、この通学補助の発生源については、市長のほうから教育充実都市ということで、通学の補助について考えてくれという指示がありましたので、それについて局長が答えましたように、大きくは不公平感の解消というもとから統一した補助の基準を出す、それからもうひとつは、今それぞれ旧美祢市、旧秋芳、美東町にありました通学補助の基準をすべて網羅するかたちで、保護者の軽減負担を考えるとということ、この2点で今回の通学補助の基準をみなしたわけでございます。十分なお答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 教育長、個人的には私も全く同じなんですよね。私も6キロ以上、小学生の時から歩いて通学しました。まあそうしたおかげで、今もって足は丈夫なんですけど、やはり、私は歩くということは大事なことだと思うんです。そりゃ、父兄の皆さんがいろんなことを言われるかもしれませんが。市長も言われるかもしれません。移動市長室やら行って、いろんな人から聞かれるだろうと思うんですよ。

でも教育というのは、やっぱり一本筋を通していただいてやらないと、ふらふらふら教育長の考えた違うことを言われても、じゃあ、それでやりましょうというのじゃなくて、私は教育長が筋を通していただきたいと、こういうふうに思います。

で、一応、ネットでとれますよね、総合会議のあれが。これは、実は昨日とりました私、とってみました。27年、28年、29年と取りました。その中で一度も書かれてないんです。議案にあがってないんです。あまりにも議会をばかにしちよるのか、試しているのかわかりません。いつも私言っていますが。読み上げますと、まず、28年の11月の議事録を見させていただきましますと、確かに大きな4つの柱、いわゆる市長が教育充実の都市にすると、こう言ったんで、4つの柱をおっしゃってます。

で、その中で、1つ目が教育環境の整備、これはどういうことかといったら、英語教育だとか補助員、複式学級の支援だとかスクールバスの整備と書いてあります。給食センターの整備、これも入っております。こうしたように、これが1つ目です。

2つ目の柱が地域教育の充実なんです。ジオ教育の伝承、中学校への推進とかが書いてありますが。

3つ目が国際教育、4つ目が参政権の必要性、この柱で去年は教育委員の皆さんと協議をされたと見受けられるわけですね。全文読んでみましたがありません。私は、今教育長が御答弁されたように、当然子どもたちを安全・安心に登下校させるということは大きな役割があるだろうと思います。これは教育委員会だけではなくて、行政としてもあるだろうと思います。そのための歩道整備や道路整備、あるいはいろんな環境整備することは、これは極めて大事なことであろうと思いますが。

一言もない問題を、スクールバスのことは書いてありますが、今回のようなものは何も協議されておられません。で、ならば、29年の12月1日にやられた中にあるかなということで、次を見せていただきましたら、市長は言っているのは、あくまでもやっぱり、教育行政の目指す方向性を皆さんと一緒に協議をしたいという中でICT、これなんかも早うに25年ですか——頃にもう書かれています。それを、あたかも新しく取り上げたように、あるいは学校（聞き取り不可）のことも書いてあります。これをまずやりたいということで意見交換してくれと、こういう投げかけをやっておられます。何の決め事もないまんまで議会に出される、その手続きと言いますか、手順と言いますか、極めて議会を愚弄したやり方だと私はと思いますが、教育長いかにお考えですか。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎賢次君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。

平成28年度の教育総合教育会議、それから29年度に開催しました総合教育会議において、議員が御指摘のとおり、この補助制度についての話は議題として上がっておりません。今考えれば大きな議題でもありますし、市長を交えての、この総合教育会議の中でしっかり議論しておけばよかったという後悔はもっております。

今後は、こういう議会との関係をしっかり考えながら、これからの教育行政にあたっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これ以上、教育長とやっても仕方ないんで、市長の総括質疑の中でしっかりやりたいと思います。それで、ちょっとこういう手法と言いますか、政策のやり方を議会に出されるというのはいかなものかなと思います。で、これを反対しますとね、何が起きるかと言うと、必ず移動市長室で言われるんです。議員が反対したから、私はしようと思ったけど、議員が反対したからできませんでしたと、こうやるんです。冗談じゃないと。僕はちゃんとした手続きを踏み、ちゃんとした議論をした上でなら、やはりいいことは賛成すべきだというふうに思います。

例えば、これ総括質疑でやろうと思うんですが、例えば、今回四十数パーセントが65歳以上ですという施政方針を言われてるんですね。その中で、新しい事業は高齢者に対してはないんです。みんな子どもたちのほうにもっていつている。これは、私はいいと思うんです。

ですが、やはり市民全体のバランスをとって、策をやっていくのが一番大事なことじゃなかろうかなと、偏ったどこかだけをやるんじゃないくてね。その辺を踏まえて、市長の総括質疑のときにやりたいと思いますので、私の質問は大きく疑問を残したまんまで終わりたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。高木委員。

○委員（高木法生君） それでは、71ページと70ページですか、小学校通学支援事業の新規事業がございます。

それと71ページには中学校がございますけれども、この通学困難等によりまして、内容につきましては、通学困難等によりまして通学手段を確保とありますから、バス

路線がない地域だと思いますけれども、この地域にタクシー等による通学支援を行われるわけだと思いますけれども、何を根拠としてこの予算計上をされたのか、その点お伺いをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） この事業につきましては通学の困難な児童、生徒に対する通学支援ということで予算をとっておりますけれども。

例えば、保護者の車で送り迎えが必要なケースというのがございます。そういったときに、保護者に車で送迎ができないケース、そういったものもございます。そういったところを、タクシー等で支援してやるというふうな意味合いでの予算ということになります。

例えばですね、今仮に検討しているところ、これについては本来なら、地域や本人からの保護者からの申請によりまして審査をし、そして市長の決裁を受けて、補助をしていくというふう中たちですけれども、一応仮の予算というふうなもので、タクシーにして3台分の予算を確保しているというところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 高木委員。

○委員（高木法生君） ですから根拠と申しまして、例えば、規程があるとかそういったものから、こういったものを捻出するとか、予算化したという意味ではないんですね。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） この事業につきましては、運用についてかなり気を使って行わなくては——気をつけなくてはならないなというふうに、私たちも考えております。これがざるになりますと、すべての支援制度がぐれてしまうということになりますので、これについては慎重に審議をし、審査をして進めてまいりたいと。本来に通学支援が必要であるといったケースに、こういったことを適用してまいりたいというふうに思っております。

○委員（秋山哲朗君） 要綱とかそういうものは……。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 要綱等は、まだつくってはおりません。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 確かに、ざる法と言いますかね、要綱も決まっていない、予算

だけ、車を3台予約するから3台分の予算を付けたということは、何人かおられるということですね。なら、どういうことを想定しておられるんです。

通学困難区域、さっき中学生の自転車通学のことを言われましたね。利便性を考えて3キロ未満は出さんのだと。これは、誰の利便性なんです、今度。親が——例えば2キロ以内でも3キロ以内でも一緒なんですか。通学困難区域の定義と、そして、何を想定されておられるか、対象の人は何人くらいおられるかということも併せて御答弁をお願いします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） では、今現在想定しておりますケースについて、少しお話をさせていただきます。

まず小学校について、大田小校区になりますけれども、代山これに対象児童が1名おります。代山です。（発言する者あり）約4キロでございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 小学校もね、中学校も、これ全部出してくださいね。どういう人が対象になっておるかということ。

○委員長（猶野智和君） 資料請求ですね。ここで、暫時休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後5時15分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き会議を開きます。長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） まず初めに、竹岡委員から御指摘のありました予算の概要の71ページ、中学校通学支援事業というのがございますけれども、その説明文のなかの——ちょっと読んでみます。通学困難等により通学手段を確保する必要がある児童とはいつておりますけれども、これが生徒の誤りであります。この場をもちまして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それからもう1点、先ほど、委員の皆様にお示ししました資料ですけれども、新旧対照表っていうのをお配りしていると思います。この一番最後についています集計予算の部分ですけれども、これは、今出している予算とは違うものでございます。よろしいでしょうか。これから改定をしておりますので、その部分は、これは参考になりませんので、その辺のところは御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員、よろしいですか。それでは、質疑を続けます。ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今現在、この中学校通学費助成事業等で、今さまざまな質疑がされております。それで、そもそも今回こういう予算とか出てきておりますけれども、こういうところにつきましては、今回、さっきお話もありましたけど義務教育、小学校等の中で第4条に、通学距離が小学校によっては、おおむね4キロ以内、中学校にあっては、おおむね6キロ以内であることっております。

それで、これを3キロとか、そういうところに短くしていけば国庫負担に関する、そういったところの助成措置というものがなくなってくると、そういうことに関して、非常に大きな問題になる。そうすると一般財源、市の手出しをしなくてはならないわけですね。

子どもさんがたくさんおられるところは、こういうふうになっていくことはいいこととは、みな市民の皆さんは感じられてると思いますけれど、問題はこういったところのものを、実際、それによって市の財政というものがどうなんか、こういったところを私は今回、これが予算が出て、議会側も、はいいいですねって言える状況じゃないということを、私はよんでいただきたいなと思っております。

その前にあたっては、今回もこの改正とか、そういう予算出すにあたって教育委員会、そして、協議で決められたということも、ちょっと説明がありましたけれども、私はその前にしっかりと、今回、通学のこういった通学補助事業をするにあたって、もう少し、私は市民にわかりやすく説明するためにおいても、やっぱり実質的に、こういった国庫負担がなくなる中での市の手出しをどんどんしていく、それでどうなんかという、やっぱり教育の有識者、外部のそういった方も入れて審議会など、私はしていくほうが議会側にとっても、非常に納得できるものになるんじゃないかと思っておりますし、そういったところのものが外れた状態で、今後ぽーんと出ましたので、どうなんかなという思いがあります。

これについては、どうして審議会等もたなかったのか、この辺についてお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 岡山委員のどうして審議会を設けて、こういう

議論をしなかったのかというお問い合わせ、御質問であったかというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり局内、また教育委員会、また小中校長会、また正副市長協議、多くのそういった協議を重ねてまいりました。その協議の中で基本的な方向性を定めまして、最終的に決裁で——市長決裁で、その条例改正案を決裁をいただきまして、議会のほうに提出をするというような当初からの流れでございまして、協議等、十分な協議等重ねる上で、その審議会等を開催するまでもないということで判断をいたしました。

そういうことで、外部委員会のほうには諮問っていいですか、御協議をいただくってことはしておりません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、これが予算が示しておる財源というのは、恒久財源になってくることですね。まっ、いろんな施策をどんどん打っていくという、少子化対策としてうっていくということは、私は重要なこととは思っております。

それで大事なのは、この恒久財源に一旦なればもう後戻りができない、こういうかたちで、今、いつも私言ってますけど、行財政のほう、しっかりと注意して見ておりますけれども、こういった恒久財源がどんどんふえていくと、やっぱし自主財源がなくなって、足腰が非常に弱くなってくることが心配であるということを考えております。

それで、今回もざっとこの予算、いろいろ多子世帯のところの保育料の所得制限割増で財源ついてきてる。そういったものが、どんどんどんどん目白押しで私はなっていく、この基礎的な、この恒久財源がどんどんどんどんふえていくということは、やっぱしさっき言ったように、足腰が厳しくなるということで、その辺について副市長、これ明日の総括質疑で市長には言わんにゃいけんことなんですけど、また言いますけれども、その点について副市長、どのような御見解ですか。

○委員長（猶野智和君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の案件でございますが、この通学費補助、この制度——範囲の対象を広げても、財政的にも耐えうるという判断の下、制度を改正したわけでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 私が言いたいのは、美祢市の財政の面において市税、ただ固定資産税、美祢市に企業がきて、そういったところの財政が少しでもよくなっていく、そういった傾向性がみえれば、私は財源として、あそこがふえてきてるから、何となく、こういったところも対応するべきであると思っておりますけれども、その辺が見えてこないなっていう中で、どうなんかちゅうことを、あした総括質疑でしっかりと申し上げたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 2点ほどございます。

まず1点目は、74ページの公民館管理運営事業、この別府公民館について、別府小学校が閉校、統合されるということで、これは利用者の利便性、快適性を高めますということで、約設計費と整備工事で約6,000万計上してございます。

この中で13公民館、ここの管理運営というふうに書いてございますけど、この閉校に伴う別府公民館を、今回6,000万円かけてやられることについて、別府公民館がどうだからこういうふうにしたい、それから別府小学校、この約——設計費は別にして5,700万円をどのような改装をやられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 戎屋委員の御質問にお答えいたします。

まず、別府公民館でございますが、昭和45年建築のもので、既にもう六十数年以上経っておるといったところで、まあ老朽化もなっております。別府小学校につきましては、平成6年だったと思いますが、建築年月日がですね、比較的に新しいということで、有効活用といたしますか、別府小学校のほうに移転をして、有効的に活用していきたいということでもあります。

それと、5,717万5,000円の工事内容で言いますと、まず大会議室に改修をしたり、それから各部屋、エアコンとかも付いておりませんので、エアコンのほうを設置、空調工事をやったりとか、それと、あと若干になりますが、調理室のほうの、今家庭科室になっておりますが、そこを調理室として活用したいと考えていますので、そちら等の改修といったことになっております。

主なものは以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今、別府公民館が昭和45年っていうことで、築約60年というふうにおっしゃいましたけど、今じゃあ、この13公民館のなかで、この今、別府公民館より古いところがあるかお尋ねしたいのと、それと今5,700万円につきまして会議室、それからエアコン、調理室と、エアコン等は今まで学校教育で、結構学校について、エアコン設備のことが今まであったと思うんですけど、この別府小学校については、今までエアコンは全く中ったのか。

それともう一つは、確かに古い公民館ですから、不便性があると思いますけど、私個人的に、これだけの費用をかけて改修しないといけないものなのか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 別府公民館以外に、他の古い公民館はということになりますが、まっ、一番今古い公民館といいますと、これは市民会館、大嶺公民館が昭和44年に建っております、その次に続くのが別府公民館——済みません。秋吉公民館ですね。昭和44年です。その次が別府公民館とかといったようなかたちになってまいります。

それと、エアコンの設置状況ということなんですが、職員室と校長室にはエアコンが付いておりますけど、普通教室等には付いてないということで、その設置に多くの費用がかかっておるというところでございます。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 今エアコンについて、職員室と校長室っておっしゃって、教室にはということですけど。例えば今、別府公民館を——あつ、失礼しました。別府小学校を公民館と活用する場合に、この件について3回目ですけど、今エアコンを付けられようとしたときは、どの程度の教室に——公民館として、たぶん会議室に改良ですか、されようというところだけのエアコンですか。それとも、そのあたりちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 戒屋委員の御質問にお答えします。

エアコンにつきましては、設置箇所につきましては——まずもちまして、別府小学

校、2階建てになっておるわけですが、公民館としては、1階しか使わないといったところでございます。

それから、エアコンの設置箇所につきましては大会議室、今ランチルームになっておりますが、そこ広うございますので、そちらを大会議室と使用するためにエアコンを設置する、それから一番火を使うところ——調理室、そちらのほうに。

それとあと、会議室を普通教室を使って3室設置したいと考えてますんで、そこにエアコン、あとは図書室、図書室も入口からすぐ入って、図書室にも設置して、住民、市民の方に使っていただきたいということで、そちらのほうにも設置をするということで工事費を計上しております。

○委員長（猶野智和君） 戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） これは今、公民館につきましてはもう最後ですので、しっかり精査していただいて、当然利便性、その他快適性を求めることが必要だと思いますけど、やはりもうひとつ、やっぱり今の別府公民館は道路沿いにあって、別府小学校は、やはりちょっと坂道等があるんで、そのあたり地区の方々のお年寄りの方が、歩いて行かれる方もいらっしゃると思いますから、そのあたりはどのようにお考えか、快適性はみられるのか、利便性があるのか、しっかり考えていただけたらと思います。

それと、もう一つは78ページ、給食センターの整備事業のところ、PFI導入可能性調査業務ということで380万円、予算が計上されておられます。

これにつきまして、昨年12月に、これにあたってPFIを調査したらどうですかってということで、この1月でしたかね、臨時議会でPFI事業の検討ということで予算が、ちょっと金額は忘れましたけど、三百数十万円計上されたと思いますけど、これとの兼ね合いはどうなんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 戎屋委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、1月の臨時議会において、PFIの導入可能性調査業務の債務負担行為の設定として380万円、御議決をいただいたものであります。平成28年度中には、予算の執行は見込めないということでございまして、平成29年度、その380万円を予算計上をさせていただいたところであります。あっ、失礼いたしました。30年度に、でございます。

○委員長（猶野智和君） だから、29年度と30年度と、1年ずれていたってことで

すね。そこ訂正されたということですね。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 失礼いたします。今御説明した中で、平成２８年度と申し上げたところは平成２９年度、２９年度申し上げたところは、平成３０年度ということで訂正させていただければと思います。失礼いたしました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 先ほど来、遠距離通学費の事業について質問が出ておる中、また、そこをお尋ねするのも大変恐縮なんです。以前、頂いた資料及び本日頂いた資料の最終ページに、普通交付税と特別交付税の文言があります。以前、頂いたものには初ページに、普通交付税と特別交付税の記載がありました。

で、今回予算概要ですね、これには国支出金等記載がないんですが、この辺の整合性っていうのは、いかがなっておりますでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 配られたこの資料の最後のページ……。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、杉山委員の御質問にお答えしたいと思います、このバス通学補助に関する財源は特別交付税となっておりますので、特別交付税は一般財源として扱いますので、特定財源分としては数字がでてきておりません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ４点、お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 三好委員、一件ずついきましょうね。

○委員（三好睦子君） まず最初ですが、先ほどから問題のありました７９ページの通学補助事業に関してですが、現在運行されているスクールバスの利用なんです、これは利用する場合、スクールバスが厚保と秋芳とほかにも出ておりますが、これには距離の制限があるのでしょうか。３キロ未満の方、利用されておられるのか、おられないのかをお尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

統合に伴うスクールバスの運行につきましては、昨年東厚小学校、川東小学校、閉校いたしておりますが、その閉校してなくなった学校区の児童については、距離のことは関係なくスクールバス、あるいは、スクールタクシーでの支援をしているところであります。

以上になります。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 中学校はどうでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

秋芳北中と南中学校が統合して、秋芳中学校が開校いたしておりますけども、こちらも同様に、秋芳北中学校区の生徒を対象にして、距離のことは問わず、送迎をいたしております。

以上になります。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 67ページなんですけど、67ページの中程なんですけれど、この学校現場における業務改善加速事業についてですが、この中で業務アシスタントと部活指導員の配置とありますが、この予算の中での割合っていうか、部活の指導員やその人数について——先生方の配置についてお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度、業務アシスタントを6名、主に中学校に配置をいたします。今年度、4名の業務アシスタントを配置しましたけれども、その成果として、教職員の長時間勤務の実態、約10パーセント強を改善しているというふうにできましたので、そういったところで、後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、業務アシスタントの自給ですけれども、市の非常勤職員と同じということになります。それから1日4時間、月に21日の勤務ということになっております。夏休み等はございません。

それから、部活動指導員についてでございます。これについては、新しい取り組みでございます。学校の部活動の指導ができる方ということで、今年度は2名の部活動指導員を配置したいというふうに考えております。これについては、先進事例が宇部市にございますので、そちらのほうの資料もいただきながら、導入を進めてまいります。大体、月に2万4,000円ぐらいの予算で活動していただくということになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 指導員の件ですが、2名ということは、まず不足ではないかと思いますが、この学校外の大会、指導員の先生は部活について、学校外で大会や練習試合とかあると思うんですが、そのときの引率や部活の管理運営など、担うのかどうかお尋ねします。

そして、大会とか遠征試合とかいう場合には移動手段はどうなるのか、この場合、スクールバスが利用できるのかどうかお尋ねします。

それと、部活にはいろいろとトラブルとか発生するのではないかと思います。生徒や家族の方とのトラブルが発生した場合の対応はどうなるのか、お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

部活動指導員におきましては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行についてという通知によりまして、かなり指導範囲が拡大をしてきております。これに基づきまして、生徒の指導であったり、それから監督として試合に臨んだり、そういったことが可能になってまいります。

そういった設置要綱については、今現在作成中でございます。で、まだ中体連、市の中体連との協議を、まだ進めておりませんので、そういったところを丁寧に行いながら、来年度からの設置を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 次に、お尋ねいたします。70ページですが、70ページでこの中ほどなんですが、小学校教育振興業務の中で、小学校道徳教科化に伴う指導書書云々とありますが、これは道徳が教科化されるわけですが、教科されれば採点が当然あると思います。1から5とか、今現在は1から5かどうか分かり——ABCかもわかりませんが、この採点は、どのような方法でされるのでしょうか。

お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

皆さんも御存じのように、平成30年度から新しい学習指導要領で小学校道徳、これが教科となります。したがって、教科書が配付されるということになります。

それに伴う指導書、それから教師用の教科書の予算を、このたび計上させていただきました。

評価につきましてでございますが、教科に指定されているものには、必ず評価が伴うということは限りません。例えば、総合的な学習の時間であるとか、特別活動とか、そういった時間については評価はございません。

道徳についても、評価で評価されるのではなく、その子の道徳性について、文書での評価ということになろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 採点はあるわけでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 数字での採点はないということだと思いますが。もうちょっと、詳しくお願いします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 先ほども少しふれましたけれども評価、つまり数字による評価は行いません。つまりテストがあるわけでもないし、その点数で評価するということとはございません。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 次にですが、この予算書の――概要ではなくて、予算書の333ページなんですけれど、この中の幼稚園就園奨励費補助制度というのがありますが、この制度について、これは所得制限があるのかなのか。

そして、この総合計画を見ますと、一人当たりいくらとかいう、給付すると書いてありますが、いくらの中での――この中での予算では、一人いくらになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

この幼稚園就園奨励費につきましては、保護者の所得状況に応じて、保護者の負担軽減を図るということにいたしております。この予算の76万7,000円につきましては、5人の児童を対象にした金額でございます。

以上になります。

○委員長（猶野智和君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 第一次美祢市総合計画の中で、この79ページに載っておりますが、5人っていえばこの金額、89万8,000円を5人で割れば——今電卓がありませんが、それで理解していいんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 76万7,000円を5人ということです。三好委員。そういう理解でよろしいですか。76万7,000円を5人分と……。下の76万7,000円を5人分ということだそうです。76万7,000円が5人分です。よろしいですか。そこ数字が出てます。先ほど、御自身で言われた333ページに載ってる数字です。三好委員。

○委員（三好睦子君） はい、わかりました。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほどの質問がでしたが、関連になると思うんですが、3点ぐらいお聞きをします。67ページに三好委員のほうからも質疑がございましたが、学校現場における業務改善加速事業なんです、これは先ほど説明がありました6名程度ですね、主に中学校に配置をしますよということと、部活の指導員はとりあえず宇部を参考に2名って言われましたかね。2名。で、これで行ってみますよということなんです、これは県の支出金が昨年も付いてますし、ことしも382万ぐらい付いてます。

で、問題はそこに書いてあるように、今問題にもなってると思うんですが、要するに、労働時間の問題があるために、これを改善していくということで、事業の成果をあげていくということなんでしょうが。実態——要するに、国や県の補助事業であるということからすると、国から言われて、今の実態を改善するための補助金が付いたからやるというふうな状況なのか、実態にこういうふうな長時間労働があるっていうことであれば、本市の状況というものをきちんと把握した上で、で、なおかつ、まっ、公表できるかどうかは私もわかりませんが。例えば、公表してもいいぐらいな資料がちゃんとあるっていうふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 委員の御質問にお答えいたします。

今、長時間勤務の実態についての把握に質問が及んだと思います。今年度から、29年度から各学校にICカードを使いました勤務時間を把握する装置を備えつけて

おります。これによりまして、各教員がどのくらい1日に勤務したかというふうな実態を教育委員会のほうでも把握をしております。

それに伴って、今回業務アシスタントや部活動指導員を学校に導入してまいります。それが、どのような効果を生んでいくのか、そういったことを、これから少し資料収集しながら、その事業の効果というものについて、検討してまいりたいと思っております。

先ほど10パーセント、それが削減されておりますという話をしました。そういった数字で御理解いただけたらというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） その10パーセントのことなんですよ。ですから、29年度から管理を——ICカードですか、管理をしますっていうことで、29年度に比較してっていうことじゃなしに、28年度に比較して、29年度で10パーセント改善していますよっていうことじゃないんですか。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 御質問にお答えいたします。

今委員の言われたとおりでございます。28年度の実績も掴んでおります。それに対して今年度、29年度はICカードリーダーによって、時間も管理しておりますけれども、その比較において、10パーセント以上削減されているということでございます。

どちらかという、ICカードリーダーを使いますと、正確な学校にいた時間というのが記録されます。それまでの28年度の記録というのは、自己申告制ということで、自分で紙に書いて申告するもので、実質は少ない数字で表れてまいります。それを考えますと、比較は本当はあまり正確ではないんですけれども、もう少し改善されているという実態があらうかというふうに思います。

まっ、30年度ICカードリーダーによる結果が出ますので、それによって比較すれば、ある程度、正確な把握ができるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 基本的には、いろいろ今他の意見もあるんですが、学校の教員

が長時間労働を強いられているっていう実態も、実際にはあるようにお聞きもします。

で、先ほどの交通費の件でもそうですが、予算措置がとられる、その根拠っていうのは、やはり、きちんとされる必要があろうかというふうに思いますし、ただ国や県の補助金があるからというだけで、事業化されてるっていう状況になってるとしたら、この仕事じゃないというふうに考えます。

それと、この件最後に、部活の指導なんかをされる教職員の方が、人数の制約とかが——教師の制約とかがあって、教えたこともないようなスポーツを教えたりとかっていうふうな状況があることは、私どもも聞いております。けど、ほかに適任者がいないということで、仕方がないからやってるっていうふうな——ような状況っていうのは耳にしております。

ですから、実質的にこれ、中学ぐらいなるんかもしれませんが、2名で試験的につていうことなのかもしれませんが、十分なものじゃないというふうに考えるわけですが。こういうものに対する国なりの補助もあって、これからは充実していけるのかどうかだけお聞きをしておきます。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

今年度、2名ということでスタートいたしました。で、この財源につきましては、県が3分の1、国が3分の1、そして、市が3分の1というふうな負担割合での、予算措置ということになっております。

で、その部活動の指導に適した方が、これからたくさん発掘されれば、この指導員を拡充して、先生方の指導に役立っていきたいというふうに考えているところでございます。とりあえずは2名のスタートということで、様子を見てまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 次に、70ページの一番下の段をお願いします。小学校施設整備事業なんですけど、で、ここの一番下の段に学校教育施設整備基金、元本積立金6万4,000円とあるわけですが、これの金額の根拠を、これはたぶん基金条例が出ますから、これに関わるものでしょうし、また施設の普通財産の対応という、あの辺とも絡むんじゃないかなと思ってお聞きをしてるんですが、その根拠についてお聞き

をいたします。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

学校教育施設整備基金、元本積立金 6 万 4, 0 0 0 円の根拠についてであります。
これは、旧本郷小学校を農事組合法人本郷ファームに 3 年間、平成 3 0 年度から 3 年間、年間 1 2 万円で貸し付けることによるものであります。

この 6 万 4, 0 0 0 円の根拠につきましては、この年間の貸付金額 1 2 万円に、この学校施設整備をしたときの実質の国の補助割合 5 0 パーセントの割合と 5 5 パーセントの補助率というものがございましたので、伸べると約 5 3 パーセントであったというふうに思います。1 2 万円に、この実質の補助率 5 3 パーセントを乗じたもの、これが 6 万 4, 0 0 0 円になっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 関連の事案でお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、実質的に今の実質補助率、これをかけたものということなんですが、残りですよ、残り、だから、これが今 1 2 万ですから、大したことないんですが、もっと大きい場合、かなりの額になってくる場合も、場合によっては生じてくるかもしれません。

その、まず財源として考えたときに、一般財源として取り扱われるのかどうか、お答えができればお聞きをします。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの安富委員の御質問ですが、この 4, 0 0 0 円が特定財源として扱われるかと、この基金に対してですね――。

○委員（安富法明君） じゃ、残りがどこにいったらいいんか、一般財源になっちゃうんかね……。

○財政課長（竹内正夫君） そうですね、一般財源として扱うようになります。残りの 5 万 6, 0 0 0 円については、一般財源化して扱うようにいたします。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） わかりました。次に、これも先ほど出ました別府小学校ですね、公民館として活用するということで、基本的には今統廃合が進みまして、跡地の利活

用ってということで議論されて、適切な地域によって利活用ができるっていうことは、大切なことといたしますか、いいことだと思うんですが。単純に考えて、この5, 700万っていう金額だったら、それなりの公民館を建てたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに考えられたんでしょうかね。

で、もう一つは、旧公民館の跡地とか、解体費用とかっていうふうなのを、どういうふうに考えておられるのか、お聞きをします。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

別府小学校の件につきましてでございます。まず、別府小跡地利用検討協議会というのが、別府の地域に立ち上げていただきまして、別府小学校を、どう利活用するかという御検討をいただきました。その中で、公民館としての活用がしたいということで、御要望があったというところでございます。

で、それから旧——旧といいますか、今現在、公民館の——ということになります。が、今回計上させていただいておるものにつきましては、改修工事費ということで、平成30年度に改修をさせていただきまして、今の公民館をそのまま、今の位置で30年度は業務のほうを行う。で、31年度に移転という計画をもっております。

その跡地につきましては、先ほど言います44年——昭和44年に建築されているということで、今のところ解体の方向でということで、ちょっと、この別府小跡地利用検討協議会の地域の方とお話を、ちょっと今、話をしておるという段階でございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほど言いました地区の——適切な規模に合わせた新築にでもされたほうがいいんじゃないかっていうふうな金額のようにも思うんですが、そのことについては、担当じゃ答えられないのかもしれませんが、検討されたようなことはないんでしょうかっていうことと。

まっ、今まで——今から多くの、こういうふうな箱物っていいですか、協議して議題にのぼってくるわけなんですけども、新しいものを建てるときに、あとをどうするかっていうことですよね。解体とかも含めて。話によく出てきます、ライフサイクル

コストですね。だから、そういうものも併せて考えていかないと、最近の解体処理ってかなりの金額がかかると思うんですね。ですから、その辺のことは、今回は全然考えてないっていうこと。じゃ、どこで考えるんですかっていうふうな問いをするわけなんですけど、お答えができますか。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 安富委員の御質問にお答えいたします。

解体の検討につきましては、公民館が移転後ということで、今考えておるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） もう一度、ちょっと質問してください。安富委員。

○委員（安富法明君） 甘薯冗談で言ってるわけでもないんですよ。これぐらいの6,000万とかっていうふうな金額だったら、適正規模の施設が、ちょっと建つんじゃないかなって言う——もちろん別府小学校は新しいですよ。比較的新しいし、エレベーターまで付いてますからね。障害がある方が、2階でもって言うふうなんでもあればあると思うんですが、利用価値っていいですか、あると思うんですが。そのことを検討された上でのことか、どねえかっていうことをお聞きしたいって言うことなんです。

○委員長（猶野智和君） 西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） 今言われましたこの金額に対して、新築を検討されたのかといったところになるかと思うんですが、それにつきましては、協議会さんからの要望もございましたので、新たに建てるというようなことの検討はいたしておりません。

ただし、先ほども申しましたが1階2階——2階部分もありますけども、規模的に1階部分の改修だけで、1階部分だけを公民館の施設として利用するといったことを、地元の方と協議をしながら進めてまいったところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。末永副委員長。

○副委員長（末永義美君） 2点ほど質問します。まず、一つ目は67ページの美祢ジオパーク学習推進事業という項目です。私はいろんなかたちで、今までジオパークの活動の中に参加しているときがありました。その中においても、今この議員活動をし

てても、各地域によって、まだまだジオパークに対しての関心度の格差とか、参加の格差もある。

そして、例えば大元の推進活動されてる方々、または、この行政自治体の職員の庁舎内のあいだにおいても、ジオパークに対しての、活動に対しての向き合い方の差があるように感じて、とても不安に思っています。

その中でも、項目にあります美祢ジオパーク学習という、教育面では美祢ジオパーク、商工で言えばM i n e秋吉台ジオパーク、この辺に違いがあるのかという点と、小学生や中学生の学習で言いますけど、これは全市域的に、どのようなことが29年度にあったのか、そして、30年度にもどのようなかたちでの学習というのか、事業が予定されているのか、まずはお聞きします。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 美祢ジオパーク学習推進事業でございます。各学校では全ての小中学校で、ふるさとを教材にしました学習を展開をしております。ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する子どもたちを育成するという目的でございます。

その取組事例については、こちらにございますけれども、実践事例集というかたちで冊子にしてまとめております。美祢市を訪れた方に小学校では——小中学校で、こういった学習をしていますよという取り組みを紹介できるかたちにしております。

こういった冊子をつくる予算にも使われておりますし、各学校においては、いろんな方の、地域の方の支援をいただいておりますので、そういった方への謝金であるとか、そういったものへの活用もさせていただいております。

各学校の取り組みにつきましては、この実践事例集を見ていただけたら、どういった内容をしているかということが、おわかりになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 末永副委員長。

○副委員長（末永義美君） では、私が懸念したような地域の活動とか、その小学校や中学校によつての差はあまりないというふうに今聞きました。

それと、この文言の中にあります地域や伝統文化への理解を深める、そして、ふるさとへの愛着云々を継承、発展させようとする心と態度を育成する、この心と態度を育成するっていうのは、ちょっと、私にはどういう意味なのかわかりません。態度というのは何をもって表わしている、態度をどう育成するのかというのか、教育の面で

すね、そこを御質問申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 長谷川学校教育課長

○学校教育課長（長谷川 裕君） 委員の御質問にお答えいたします。今、態度という言葉が取り上げられましたけれども、この学習というのは、机上で行う学習だけではありません。体験を伴う学習もございます。そういった中で、子どもたちが自然と触れ合う、そういった活動を通して、望ましい態度を見つけていくということで、そこに表現がされております。

それからこの活動につきまして、教員だけではなくて、地元のいろんな方と交流をしてみたいです。そういった中で、豊かな心が育成されていくものだというふうに考えております。

○委員長（猶野智和君） 末永副委員長。

○副委員長（末永義美君） わかりました。私的ですけども、ここは心と姿勢とか、また意欲とかっていう表現が、子ども——小学生のレベルではいいのかなと思いながら、次の質問に移ります。

70ページの小学校施設整備事業についてです。この中に、私も各地域を回っている中で、気になっていた1点、麦川小学校の屋根塗装改修工事があります。1年前から私も気になっていたところ、小学校に訪問したり、地域の方からも同じようなことがあり、屋根が茶色く、大きくだんだんだんだんずっと錆びてきてまして、まだまだそのときは点々とだったんですけども、先週行ったらまっ茶ちゃになって、この屋根の色が、もともとの屋根の色だったかなと思うぐらい、すごく錆びてました。

で、お伺いしたら、教室や廊下のほうで、もう雨水が漏れてきてると、それを聞いて、やっぱりだと思っていたところ、今回、こういう事業として取り組んでもらえるってことをみて、（聞き取り不可）に関しては申し上げました——申し上げます。

ただ何年も、1、2年ぐらい前からお伺いしてて、いろんなところからの要望がたくさんあるでしょうから、いろんな優先順位をもった検討だと思います。まっ、今後の経過を見て、検討してまいるということだったんですけども、この工事、どんな優先順位、何をもって優先をもつのか。

そして、私が素人なので、わからないのかもしれませんが、屋根の塗装改修で3,200万、これはどのようなことが発覚っていうか、内容を見て、何をすべきだったとか、この3,200万円の内訳といいますか、どういう工事が実際に必要だった

たのかということを御質問申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 末永委員の御質問にお答えいたします。

学校施設整備の修繕、あるいは工事につきましては、その優先順位は、やはり児童生徒の安全・安心の確保、これがまず第一、そして事業に影響が出ないように、そういったところを優先的に考えて、取り組むこととしております。

この麦川小学校の屋根の塗装改修工事の中身であります、具体的には、かなり錆びが進んでおりますので、ケレン作業といいますか、汚れを落として錆びを落とす、そして、そのあとに高圧洗浄をかけて、あとは防錆処理、錆びないような処理、そのあとに塗装工事をするといった内容になっております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 末永副委員長。

○副委員長（末永義美君） わかりました。そこには回答はなかったんですけども、もともといろんなことが起きるだろうというふうにみて、今、先ほど申し上げました廊下や教室等での雨が漏れてきたと。そういうものまで把握されて、ここには入っていない雨漏りは、まだ対象外ということでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 末永委員の御質問にお答えいたします。

雨漏りにつきましては、学校施設各種修繕といった予算がございますので、こういったもののなかで、対応していきたいというふうにも考えております。

麦川小学校におきましても、今年度、平成29年度予算の中で、雨漏りの対応、修繕はしてきておるところでございます。特に、雨漏りについては構造上、建物の寿命を短くするといったこともありますので、こういった問題には、優先的に取り組むことといたしております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、災害復旧費を議題といたします。執行部より説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） それでは、11款災害復旧費について御説明いたします。

予算書については、380ページから383ページになります。予算の概要の78ページの下段となります。

1項農林施設災害復旧費・1目単独災害復旧費、現年農林施設単独災害復旧事業といたしまして、66万円を計上しております。

2目補助災害復旧費、現年農林施設補助災害復旧事業において、302万円を計上しております。財源といたしまして、県支出金120万円と地元分担金20万円を計上しております。

なお、災害発生時に規模に応じて、補正予算を計上する予定としております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 続きまして、1枚ページをめくっていただきまして、79ページでございます。

2項土木施設災害復旧費・1目単独災害復旧費、現年土木施設単独災害復旧事業につきまして、728万円を計上いたしております。

これは、小規模な災害が発生した場合に必要な経費でございまして、主なものは、業務委託料480万円、災害復旧工事220万円でございます。

続きまして、その下、2目補助災害復旧費、現年土木施設補助災害復旧事業につきまして、925万円を計上いたしております。

これは、災害が発生した場合に必要な経費でございまして、主なものは、災害復旧工事900万円でございます。この国の補助率は66.7パーセントでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

最後に、市税等の歳入を議題といたします。執行部より説明を求めます。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） それでは、歳入について御説明申し上げます。

予算の概要は6ページ、予算書の60ページ及び61ページをお開きください。

説明は予算書で行わさせていただきます。

まず、1款市税でございます。

○委員長（猶野智和君） 失礼しました。先ほど市税等の歳入と申しましたが、公債費について議題といたします。執行部より説明を求めます。竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、12款公債費につきまして御説明をいたしたいと思います。

事業内容といたしましては、地方債元金の償還の繰上償還分と利子分についての繰上償還分の事業内容となっております。

今後も、安定した財政運営をめざし、健全化を推進するため、第三セクター等改革推進債及び退職手当債につきまして、減債基金を財源とし、元金と利子合わせて10億3,180万6,000円を繰上償還をいたしまして、実質公債費比率の改善を図りたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） この公債費の繰上償還につきましては、さきに質疑があったというふうに思いますし、で、この三セク債、退職手当債についても整理ができると思いますか、終わるというふうに言われたというふうに思うんですが。

まず、この繰上償還を、特に三セク債について聞きたいんですが、繰上償還をすることによって、実質的に負担が軽減される金額が、恐らく拮めてるというふうに思います。そのことをお聞きをします。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 三セク債の償還額金額等をお知らせしたいと思います。

第3セクター改革推進債につきましては、24年に借入れをいたしまして、その当時18.6億——18億6,000万円ほど借入れをいたしております。償還でございます、ほぼ半分ぐらいは償還をしている状態でありまして、30年度におきまして、1回償還する額が8億178万6,000円、こちらが第三セクターの繰上償還にかかる償還額でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。安富委員。

○委員（安富法明君） 金額を今教えていただいたんですが、実質的に、これを繰上償還をしたら利息がいくらか浮くと——ちょっと表現が悪いですが、どれだけの効果があるかっていうこと、金額で示していただきたいというふうに申し上げたつもりなんですが、そうすれば、この繰上償還をしたことによるのメリットっていいですか、出るという——わかりやすいっていうふうに思ってお聞きをしております。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの安富委員の御質問にお答えしたいと思います、償還いたします元利償還金につきましては、先ほど述べた額でございまして、当然、利子分もその中に入っております。

利子分につきましては、繰上償還をする際に保証金というような意味合いで、利子分についても一気に返すということで、実際のところ、利子分についての大きなメリットは出ておりません。出てこない見込みとしております。この額については、実際、金融機関のほうに繰上償還する際に、保証金という名目のようなかたちで、利子分を決定するわけですが、それは現状では、まだ、そういう手続きをしておりませんからわかりませんが、多く出て、利子の、今までの事例からいたしますと、利子の9.2パーセントから9.5パーセントぐらいは、保証金のようなかたちで返す必要になると思われまので、100万円から150万円ぐらい程度、利子については、そのぐらいのメリットと考えておりますが、このたびの繰上償還する一番のメリットは実質公債比率、こちらの比率を抑えるのが、一番の効果があるものと財政のほうでは考えております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 個人的に、住宅資金等借りて繰上償還しても、今、財政課長が言われたような感じに、自主的にはなります。で、それほど、じゃ、今までの金利がっていうんですが。で、それがために、じゃ、将来的な負担を考慮して、繰上償還をしますよってというふうな説明ですから、まっ、どれぐらいの効果がありますかっていうふうなこともお聞きをするわけです。

そのことは、それでよしとしまして——及び退職手当償ってというふうに書いてあります。私、退職手当償の場合は、ちょっと、性格違うんじゃないかなと思っております。

す。

例えば、減債基金がそこそこにあるから、借金返していこうねっていうふうな感じで捉えれば、それは確かに、そのとおりなのかもしれませんが、行政改革的な視点で、人件費等の削減を図った成果として、退職手当債を返すといえますか、そういうふうな感じの、私は感覚で考えるんですけども、私の考え方のほうがおかしいんでしょうかね。

普通の減債基金を退職手当債の償還に——繰上償還に充てるって——借りてるお金、色が付いてないから一緒だよっていうふうな話をすれば、まあそれまでのことかもしれませんけれども、そういうふうなことを思いますが、そういうふうな感覚っていうのはお持ちじゃないんでしょうかね。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問というのは、退職手当債を政策的に活用しているので——あるので、それを一括で償還するのは、資金計画からして、どういうことだろうかという御質問だと思われるんですけども。

まあ実際、退職手当債については、平成21年度から24年度までに借入れをいたしておりまして、その当時、退職者が見込みよりもかなり多いということで、どうしても資金融通ができないということから、やむを得ず退職手当債を借りて、退職手当に充てているという経緯がありましたので、当然、基金ほかですね、資金に余裕があれば、そのまま基金から支出するということもあったと思うんですけども、現状、基金のほうが減債基金ほか、基金が結構積み回しができましたので、この機会に退職手当債につきましても一括償還いたしまして、公債費の負担、俗に実質公債比率でございまして、その部分を改善を図るということでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） なかなか十分な議論ができんだろうなというふうに思いながらも聞いてるんですが、要するに人件費にあたる部分、今竹内課長が言われるのわかるんですよ。その一時的に、例えば退職勧奨等かけちゃって、思わず、その退職金があるよっていうときに、手立てはそれなりに借りるしかないわけですから、それはそれでわかるんですが。それは基本的に起債ですよ。あとで一般質問でもやるんですが、臨財債っていいですか、実質的な地方にとって一般財源的な借金はやらないわけですか。

よね。その中で退職債っていいですか、退職手当債、このようなものは認められてるわけなんですけど、通常、建設債っていいですか、そういうことですよね。認められてるのは。

だから、また一般質問のときにも言うと思いますが、実質的な——赤字地方債的な借金の仕方っていうのは、地方にはないわけですから。その性格からすると、私は起債の退職手当債に減債基金を充てるっていうのは、ちょっと違うんかなと。別の努力をしながら、ただ、数字の上で財政課長が言われるように、今からの大型の投資的な事業で、当然起債を予定してるわけだから、公債比率下げたいっていうのは、そりゃまあ当然、財政担当としては言われることはわかるんです。そのとおりだろうというふうに——どうせあがってくれば、また、我々が言うわけですから。言ったとおりじゃないかっていうふうな話にはなるんですけども、人件費が——人件費に相当するものですよね、退職手当って。

ですから、そういうふうなお聞きをするわけですけども、今議員とすれば、そういうふうなことも考えると、一層のやっぱり、行財政改革っていいですか、行革のなかでの人件費の節減とかっていうふうなことも考えた上でのなかで、こういうふうなものについては、小さくしていくっていうふうな、私は努力は必要じゃないかなっていうふうに思いますから、こういうふうな質問をしました。まあお答えは恐らく変わらんでしょうから、結構です。

○委員長（猶野智和君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 安富委員の御質問にお答えしたいと思います。

竹内課長が実質公債比率の云々という説明いたしましたが、もうひとつ意味合いがあったんじゃないかと思っております。

というのは、委員おっしゃるとおりでございます。合併当時、約20人規模の退職があった場合には、費用を平準化させるという意味では、やっぱりその当時、退職手当債の発行も認められたわけでありまして、そのほうが有利という判断で、退職手当債の起債を起したということでございます。

現在、退職手当、対象人数もある程度安定化したことから、この際、繰上償還を起すという意味合いもあることを、申し添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。最後に、市税等の歳入を議題といたします。執行部より説明を求めます。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） それでは、歳入について御説明申し上げます。

予算の概要は6ページ、予算書の60ページ及び61ページをお開きください。説明は予算書で行わせていただきます。

最初に1項市民税でございます。1目の個人分では、政府は例月経済報告において、景気回復が進んでいるとの判断を示しているところでございますが、多くの方が実感がわからないと言われているように、個人所得の大幅な改善には至っていない状況にあります。

この状況を踏まえ、平成29年度決算見込と平成28年度以前の実績から、納税義務者数及び平均所得割額を算出し、9億2,656万円を計上しております。

2目の法人分では、景気回復を受け、利益を上げておられる企業も一部に見受けられ、平成29年度の法人税割の決算見込額と中間申告による納税の状況、さらには平成28年度以前の実績から2億4,373万7,000円を計上しております。

従いまして、市民税全体では、対前年度2,186万3,000円増の11億7,029万7,000円を計上しております。

次に2項固定資産税でございます。

1目の固定資産税では、土地・家屋におきましては、平成30年度は評価替えの年でありまして、過去の評価替年度の実績や毎年の時点修正を考慮し算出しております。

なお、土砂災害防止法に基づき、平成28年6月に山口県から指定を受けた土砂災害特別警戒区域に係る宅地及び雑種地においては、利用制限が不動産取引価格に影響が出ることを鑑み、この度の評価替えに併せ、標準となる土地の単価に県内他市の大半が採用しております補正率、7割ございますが、これに乗じた単価を採用し、再評価を行っております。

また、償却資産は、平成29年の設備投資の動向により算出しております。

以上の結果、土地を3億696万3,000円、家屋を6億911万円、償却資産を6億5,451万4,000円を計上しております。

なお、先ほど申し上げました、土砂災害特別警戒区域に係る土地分の減収分は、約1,100万円と見込んだところでございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、固定資産に係る台帳価格から算出し、1,266万7,000円を計上しております。従いまして、固定資産税全体では、対前年度4,582万2,000円減の15億9,406万5,000円を計上しております。

次に、3項軽自動車税でございます。

平成29年10月の登録台数と平成28年度以前の実績から平成30年度課税登録見込台数を算出し、これに車種に応じた税額を乗じて、対前年度564万5,000円増の9,634万5,000円を計上しております。

1ページめくっていただいて62ページ、63ページをお開きください。

4項市たばこ税でございます。

平成29年度決算見込額と平成28年度以前の実績、及び施行済の税制改正の内容から、対前年度763万4,000円減の1億5,747万円を計上しております。

次に、5項鉱産税及び6項入湯税でございます。

こちらについては、平成29年度決算見込と平成28年度以前の実績により、鉱産税では対前年度250万6,000円増の6,092万円を計上しております。

入湯税につきましては、対前年度8万3,000円減の58万4,000円を計上しております。

次に、7項都市計画税でございます。

先ほど御説明いたしました、固定資産税の土地及び家屋と同様の理由により、対前年度496万3,000円減の8,704万8,000円を計上しております。

なお、都市計画税における土砂災害特別警戒区域に係る減収分については、約200万円と見込んだところでございます。

以上が市税でございます。その下の2款地方譲与税から66ページ、67ページの8款自動車取得税の交付金までは、国及び県からの配分によるもので、昨今の景気の動向、国の施策を考慮するとともに、各関係機関からの見込み、及び過去の実績を参考に計上しておるものでございます。

以上、税関係の説明を終わります。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） 続きまして、市債の説明をいたしたいと思いますので、こちらの予算書の説明書106ページ、107ページをお開き願います。

まず、1目総務債におきましては、Jアラートの機器整備に伴い防災対策事業債として、240万円を緊急防災減債事業債で対応することといたしております。

また、美祢市有線テレビの機器整備に伴い、電気通信施設整備事業債として、過疎対策事業債により970万円を計上いたしております。

また、庁用車2台の購入にあたり、低公害車導入事業債230万円を計上しております。

これは、地域活性化事業債で対応することといたしております。

続いて、2目民生債・1節社会福祉債におきましては、社会福祉協議会運営補助事業債6,870万円を計上しております。

また、2節児童福祉債では、厚保保育所整備に係る公立保育所施設整備事業債として、2,700万円を計上しております。いずれも、過疎対策事業債により対応いたします。

次に、3目衛生債・1節病院事業債では、病院等事業会計において実施されている事業に対して、繰出金に充当するものでございますが、4,190万円につきましては、過疎債ソフト分であります。

また、2節水道施設債では、上水道事業会計において実施される事業に対するもので、一般会計出資債として4,590万円を計上しております。

続きまして、3節保健衛生債の保険衛生施設整備事業債980万円につきましては、過疎対策事業債で予定しておりまして、船窪山斎場改修に充当することとしております。

次の、4目農林債4,060万円につきましては、県営事業に対する負担金について、公共等事業債により対応することとしております。

次の、5目商工債の観光振興体制強化事業債1,500万円につきましては、観光協会への補助金に充当しております。これは、過疎ソフトにて対応する予定でございます。

次の、6目土木債につきまして、道路新設改良事業債9,300万円、このうち2,500万円は辺地債であります。

その他、6,800万円は、過疎債ハードをそれぞれ所要の事業に充当することとしております。

次に、7目消防債、消防施設整備事業債5,030万円につきましては、消防自動

車更新等に充当を予定しております。全額が過疎債ハード分でございます。

続いて、１０８ページ、１０９ページをごらんいただきたいと思います。

８目教育債につきましては、１節小学校債において、厚保小長寿命化実施に伴い、小学校施設整備事業債を４７０万円を計上しております。

また、大嶺中学校の送迎用のスクールバス導入事業債として、３２０万円を計上しております。いずれも過疎ハードで対応することとしております。

２節の社会教育債につきましては、別府小学校を公民館へ改装する事業に係る地域文化振興施設整備事業債として、５，７８０万を過疎債ハードにより対応することとしております。

また、３節給食施設債１００万円につきましては、給食配送車購入に伴い地域活性化事業債により対応することといたしております。

９目災害復旧債４８０万円につきましては、土木施設及び農林施設の災害復旧事業に対するものでございます。

１０目臨時財政対策債につきましては４億５，９００万円で、前年度比較いたしまして１，６００万円の減でございます。

以上、市債全体では、前年度と比較して１２億８，５００万円減の９億３，７１０万円を予定しております。そのうち、過疎債ハード分及び辺地債については２億９２０万円、過疎債ソフト分につきましては１億２，５６０万円、これらの関係の合計は３億３，４８０万円となったところでございます。

それでは、続きまして、予算書の９ページをお開き願います。

こちらでは、第２表債務負担行為としてお示しをいたしております。

自治体クラウド整備・運用事業ほか１１事業につきまして掲載しておりますが、これは平成３０年度において、新たに債務負担行為を設定するものを計上しているものでございます。

説明については、以上になります。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 一般会計全体にわたることですので、質問してもよろしいでしょうか。

○委員長（猶野智和君） どうぞ。

○委員（岩本明央君） 委員長さんのお許しをいただきましたので、全般的なことの質問をいたします。

概要書の9ページ、9ページの上の表——上の円グラフの表がありますが、ここで繰出金というのが10%、一般会計総額が165億4,000万、ですから、その1割ということで16億5,000万……ちよつとなるわけです。

それで、実はこの繰出金を、ずっと予算書で拾い上げて足して、大ざっぱに計算をしてみますと、例えば、本予算書の177ページの介護保険の特別会計の5億1,000万、それから後期高齢の1億5,000万、国保会計の3億1,000万、それから水道企業会計に2億6,000万、それから病院事業会計に8億9,000万、それから農業集落特会に1億5,000万、それから公共下水道事業に4億1,000万等と大体計算しましたら、27億4,000万ぐらいになります。

で、この数字が16億ちよつとなんですが、この違いが私ども、ど素人ではなかなか理解できないんですが、どのようにこの違いっていうか、これ項目がこれ違うんだよってというようなことがあったら、教えていただきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えしたいと思います。

繰出金、予算の科目でいう繰出金とこの繰出金、性質別なんですね。整合が、なかなかわからないということだと思いたいますが。まずは、9ページのこの表は、性質別というかたちで歳出の状況をお示ししているものでございますが、この性質別という考え方が、決算統計の考え方に準じをしております、繰出金部分については、国民健康保険事業等の特別会計に対する繰出金が集計されております。

それで一方、公営企業に対する繰出金につきましては、この補助費等16.0パーセントの26億4,400万程度のものですが、こちらのほうに区分をされておりますことから、こちらの補助費部分については、病院等の事業会計に対するものが、繰出金がおおよそ8億9,000万円と、公共下水道事業会計に対するものが4億1,900万円程度と水道事業が2億6,300万程度ですか、こちらのほうが、こちらの上の表の補助費等の中に入っております、公営企業に対する繰出金が、総額で15億7,300万程度だと思います。

そのうち、今申しました15億7,300万円が、公営企業に対する繰出金で、残

りが、およそ１０億７，１００万程度になると思うんですが、こちらについては、各種団体でありますとか、個人に対する補助金でありますとか負担金という内訳になります。そういったことでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） わかりました。実は、私もずっともう５、６年前から、県内の市の１３市のこの繰出金とか投資的経費とか、実財源とかラスとか、プライマリーバランスと比較しておりまして、あまりにもこの繰出金の率が、すごい違うなあと思って感心して、わからない点があったんです。

今の御説明いただきまして、大変理解できましたけど、例えば岩国なんかを見ますと、繰出金が５．９パーセントで、美祢市が今あれですけど、１０．０パーセント、で、一番多いのが柳井市で１５．９パーセントと、すごい３倍ぐらいの差があるわけですが、今の御説明をいただきまして理解しました。

で、これからもやっぱり新聞なんかに出てくるのは、そういうふうなかたちだということでも理解してもよろしいでしょうか。新聞発表で市長さんがしておられますね。

○委員長（猶野智和君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問ですが、そのとおりでございまして、同じ考えのもと、記者発表に臨んでおりまして、新聞等の報道に載ってる数字は、今と同じ考えで整理されております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これにて、本日の審査を終了いたします。それでは、明日３月７日午前９時半から当委員会を開催し、西岡市長に出席いただき総括質疑を行ったあと討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後６時５７分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月6日

予算決算委員長